



外国人住民に対する日本語教育の充実

- 滋賀県で暮らし、働き、学ぶすべての人が、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

日本語教育の充実

- 地域における日本語教育の体制を維持するため、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」にかかる予算を確保・充実。
- 登録日本語教員および日本語学習支援者の確保・育成に対する支援。

2. 提案・要望の理由

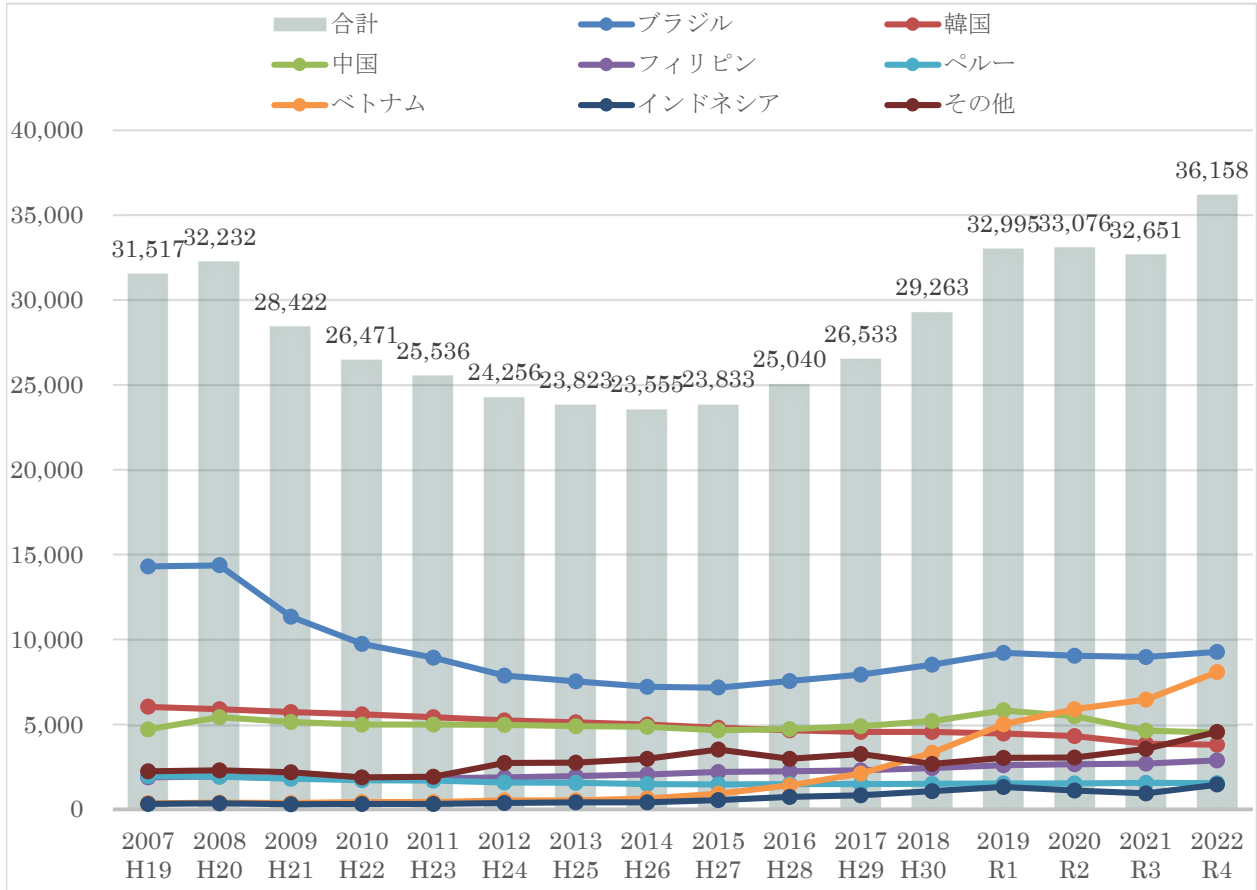
日本語教育の充実

- 外国人住民の増加と多様化が進む中、地域の日本語教育の推進が喫緊の課題である。日本で生活する全ての外国人が生活に必要なレベルの日本語をどこでも習得できる環境を、継続的に整備することが必要である。
- 令和3年度に実施した「滋賀県地域日本語教育実態調査」によると、地域の日本語教室において、日本語教師や日本語学習支援者の高齢化、人材不足が課題である。

(本県の取組状況と課題)

日本語教育の充実

- 令和4年12月末時点で、本県の外国人人口は36,158人となり、過去最高となった。国籍は5年前の94の国・地域から108の国・地域に増え、多国籍化が進展している。



- 「滋賀県多文化共生推進プラン（第2次改定版）」を上位計画とし、令和4年4月に「滋賀県生活者としての外国人のための地域日本語教育推進アクションプラン」を策定した。日本語および日本社会についての学習機会の提供の更なる推進のため、「生活者としての外国人」を対象とした地域日本語教育充実に向けて取り組んでいる。

【令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業】

- ・ 専門家を活用した日本語教育モデル事業の実施（甲賀市・日野町）
- ・ 日本語学習支援者養成のための研修 など

- 県内日本語教室の数：28 教室（13 市 1 町）

日本語教室ゼロ地域：5 町

担当：総合企画部国際課

TEL 077-528-3063

高度外国人材の雇用促進

- 本県中小企業の人材不足を解消し、経営強化を図るために、高度外国人材の雇用支援を強化する。
- 高度外国人材の雇用環境の改善等を通じて、活躍の長期化を促し、就労地としてのブランド化を図る。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 外国人就労・定着支援研修事業の拡充

- 一般財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託している「外国人就労・定着支援研修事業」について、未就業の定住外国人を対象とした就労・定着支援に加え、中小企業に就業している高度外国人材（技術・人文知識・国際業務等の在留資格）を対象とした定着支援を構築すること。

2. 提案・要望の理由

- 企業の人材確保が深刻化する中、特に理系を中心とした高度人材の国内労働市場での獲得競争が激しく、特に県内中小企業は極めて不利な状況にある。
- こうした高度人材不足の直接的・実質的な解消には、外国人材の雇用促進は有力な手法の一つであり、県内中小企業においても、高度外国人材（技術・人文知識・国際業務等の在留資格）の雇用が積極的に進められている。
- 外国人材の定着や活躍の長期化は企業の重要課題であるが、職場内でのコミュニケーション不足や雇用慣行等に関する知識が不十分なことから離職につながるケースがある。
- こうした課題には、外国人材への語学習得と文化理解の一体的な取組が有効であり、国においては、これまでから、「就労促進」と「定着支援」を目的とした「外国人就労・定着支援研修事業」による研修が未就業外国人材（定住外国人）を対象として実施（一般財団法人日本国際協力センター（JICE）に委託）されている。
- 外国人材の定着や活躍の長期化を促し、産業基盤の安定化を図るためには、中小企業に就業している高度外国人材を対象とする定着支援制度の構築が必要。

(本県の取組状況と課題)

- 平成31年4月に「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設し、企業・事業所向けに外国人材活用の支援（在留資格制度や受入れ環境整備）を行うとともに、併せて「滋賀県外国人相談センター」を開設し、生活一般や言語習得に関する相談支援を行っている。
- 令和3年11月に県・滋賀経済産業協会・ベトナムのハノイ工科大学の三者で覚書を締結し、ハノイ工科大学の学生を中心とした、現地でのマッチングイベント（合同企業説明会・面接会）の開催等による「採用促進」や、日本語講座の実施による「学生へのサポート」など、県内企業のベトナム人材受入れを促進している。

■現状と課題

<国籍別外国人材の変化（滋賀県）>

単位：人

年度	総計	ブラジル	中国	フィリピン	ベトナム
H27	12,236	5,188	2,759	1,320	527
R2	20,011	6,652	3,089	2,028	4,345
R4	23,096	7,449	2,460	2,390	5,940

<外国人雇用事業所数と主な在留資格別の労働者数（滋賀県）>

約11倍

年度	事業所数	定住外国人	専門的・技術的分野の在留資格
H27	1,450	8,426人	815人
R2	約1.8倍 2,295	10,905人	約6倍 3,063人
R4	2,576	12,314人	4,823人

※専門的・技術的分野の在留資格には、技人国および特定技能を含む。技能実習は含まない。

- 平成27年度と比較すると、本県の外国人労働者総数は、約2倍増加しており、国籍別では、ベトナム人材の急増（約11倍）が顕著である。
- 専門的・技術的分野の在留資格による外国人材は、7年間で約6倍増加し、外国人を雇用する企業数も約1.8倍増加。今後も企業の外国人雇用は増加すると予測される。
- しかしながら、企業訪問等で現場から以下の声を聞いており、外国人材の定着においては、個々の中小企業単体では解決が困難な課題も多い状況である。
 - ・外国人材が定着しない。
 - ・給与条件以外の離職理由は、言語習得、異文化コミュニケーションの不足や、日本の職業慣習への戸惑いなどである。
 - ・言語習得と文化理解を一体的に進める取組が重要であるが、中小企業の経営資源では賅えない。

担当：商工観光労働部労働雇用政策課産業ひとづくり推進室
TEL 077-528-3758

官民連携を通じた科学技術・イノベーションの推進に資する **高等専門学校**の設置への支援

- 地域や産業への技術実装の推進による日本の産業競争力再強化に向け、高等専門人材を滋賀発で輩出していくため、県立での高等専門学校の設置を目指す。

【提案・要望先】内閣府、総務省、文部科学省

1. 提案・要望内容

(1) 公立高等専門学校の設置運営に向けた財政支援

- 大学・高専機能強化支援事業の対象期間の拡大
- 開校準備や開校後の運営に対する交付税措置

(2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

- 小学生から段階に応じて科学技術・工業技術への関心を高める施策の充実
- 高専卒業生の更なる活躍や処遇改善に係る取組の推進

2. 提案・要望の理由

我が国が将来にわたり競争力のある産業を創出し、持続的に発展していくためには、若者の技術者への夢を育み、地域や世界の社会的課題を解決するイノベーターやAI等を活用できる人材などの高等専門人材の育成が重要。

また、国においても、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成を図ることとされ、高等専門学校等の機能強化が掲げられている。(経済財政運営と改革の基本方針 2023)

(1) 公立高等専門学校の設置運営に向けた財政支援

- 本県としては、次代の社会を支える高等専門人材の育成を目的の一つとして、県内初の高専を公立高専として設置することとしたところであり、国の方針と軌を一にしていきたいと考えている。
- ついては、高専に設置にあたり、開校準備に一定の費用が必要であること、国立高専の運営費の状況等を考慮すれば、普通交付税における基準財政需要額の算定は標準的な経費に対して不足しているものと想定されることから、本県高専も対象となるよう大学・高専機能強化支援事業の対象期間を拡大するとともに、運営に係る普通交付税措置の増額および設置準備に係る特別交付税措置が必要。

(2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

- 少子化とともに、小・中学生の理科離れが叫ばれる中、理工系人材確保のためには、小学生から技術への関心や技術者への憧れを高めることが必要。
理科教育に係る設備整備や教科担任制などの現在の取組の充実にとどまらず、さらなる施策の検討・実施が必要。
- 知や価値を絶え間なく創出していくためには、高専卒業生を含む高度専門人材を増やしていくことも重要であり、そのためには処遇等の改善も必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 公立高等専門学校を設置運営に向けた財政支援

本県はこれまで高専が設置されなかった数少ない県の一つであるが、内陸工業県である本県にとって、今後重要となるのは地域と産業を支える高等専門人材である。

そのため、本県では、産業競争力の再強化を図る令和の時代にこそ、更なる価値が見出されるものと認識し、県立で高等専門学校を設置することとした。

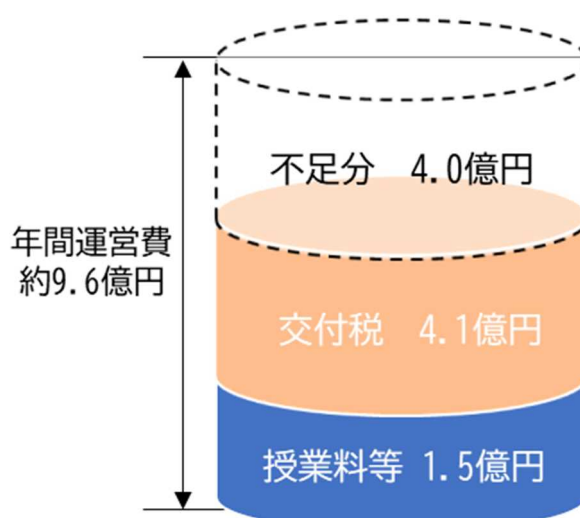
現在、令和10年4月の開校を目指して準備を進めているところであるが、開校後の運営費およびその交付税措置を試算したところ、交付税措置額に対して、所要額が大幅に超過することが見込まれる。

また、開校まで設置認可の取得準備等様々な経費が必要であり、開校準備を円滑に行い、かつ安定的に学校運営を行っていくためには、財政措置の拡充が必要である。

(単位：億円)

	所要額	備考
人件費	7.6	基本構想1.0に記載の教職員数について、国立高専機構が公表している「役員の報酬及び教職員の給与の水準」による比率および平均年間給与額をベースに試算
運営費	2.0	国立高専機構の令和元年度決算から学生一人当たり経費を算出し、本県高専の学生数600人を掛け合わせて算出
合計	9.6	

【年間運営費の見込み】



【運営費に係る財源の状況】

(2) 技術者への憧れを育む機会やキャリアパスの充実

これまで人口増加県であった本県も、既に人口減少局面に入っている。

また、経済産業省が実施した「理工系人材需給状況に関する調査」(平成30年4月公表)において、機械系、ハード・ソフト、プログラム系などの分野において「企業が必要とする専門分野」が「大学で学んだ専門分野」を上回る、企業ニーズの高い状況であることが判明している。

このような状況下にあって、特に内陸工業県である本県が、今後も持続的に発展するために重要なのは、理工系人材の確保であり、文系・理系を選択する前の小・中学生の段階から、技術への関心や技術者へのあこがれを高めることがますます必要となっている。

第6期科学技術・イノベーション基本計画では、知や価値を絶え間なく創出していくため、教育訓練による人材の質の向上が謳われているが、高度専門人材を増やしていくことも重要であり、そのためには高専出身を含む技術者の待遇改善も必要と考えており、本県としても、令和5年度採用試験から高専出身者の本県職員への採用区分を高卒・短大卒程度から大学卒業程度に格上げすることとした。



障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

- ▶ 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく。

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため補正予算の編成も含めた一定規模の予算の確保

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 障害者支援施設から地域生活へ移行する際の重度障害者等の地域生活の体験や施設における緊急時対応等の取組に対する報酬の充実

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

(4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保および「移動支援事業」や「日中一時支援」の個別給付化の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 県障害福祉計画における整備目標の達成や、重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保が必要。

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

- 施設入所者の地域移行を促進するためには、グループホーム等の体験利用や入所施設における一定期間の空床確保等にかかる報酬の充実が必要。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 平成 28 年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていく必要。

(4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

- 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が所要額の 6 割程度にとどまっており、安定的、継続的な事業実施のための十分な財源確保および特にニーズの高い移動支援事業等を安定した仕組みへしていくための検討が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいていたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額。令和4年度以降も同程度であり「滋賀県障害者プラン2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

◇国庫補助等の推移

約1/4

(単位：百万円)

	H31当初	R1補正	R2当初	R2補正	R3当初	R3補正	R4当初	R4補正	R5当初
国予算額	19,500	8,300	17,400	8,200	4,800	8,500	4,810	9,900	4,500
採択/協議	1/1	7/13	11/11	6/6	1/7	3/3	1/9	1/6	1/5
内示率	100%	34%	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%

○特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備事業に取り組む。

(2) 重度障害者等に対する支援体制の充実

○長期間入所している重度障害者の地域移行を進めるためには、新たな環境への適応に向けて移行支援期間を十分に設けるとともに、地域生活に適応できなかった際の生活の場の保障として、障害者支援施設に一定期間空床を確保する必要があり、令和3年度から国の基準を上回る部分を補助するモデル事業を実施。

(3) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。(H30～R4年度にかけて全国24か所で開催・オンライン開催1回)

○今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。

○共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。

(18道県で実施)



(4) 地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績(県事業・市町事業計)

(単位：千円)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
国庫所要額	1,122,004	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081	1,280,411
国庫受入額	725,780	745,504	753,942	768,709	793,724	787,225
充足率	64.7%	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%	61.5%

○特に移動支援事業は、市町の地域生活支援事業総事業費の18%(R4実績)と最も高い割合を占める事業であり、個別給付化を求める声が市町からあがっている。

担当：健康医療福祉部障害福祉課 企画指導係 社会活動係 TEL 077-528-3540

➤ 医療機関等の経営基盤を支えることにより、3年を超えるコロナ禍を乗り越える

【提案・要望先】厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 診療報酬改定における物価高騰分の適正な反映

- 令和6年度の診療報酬等公的価格の改定において、エネルギー、原材料および資材価格等の高騰による経費増を適正に反映すること。

(2) 介護報酬改定における介護従事者の処遇改善

- 令和6年度介護報酬改定において、介護従事者の給与水準を全産業平均まで引き上げる措置を講じ、特に、訪問介護員・介護支援専門員の処遇改善を行うこと。

(3) 障害福祉サービス報酬改定における地域生活支援の大幅な充実および処遇改善

- 令和6年度障害福祉サービス報酬改定において、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上を図るとともに、障害福祉サービス従事者の確保が極めて困難な状況を鑑み、更なる処遇改善を行うこと。

2. 提案・要望の理由

- 診療報酬に基づいて運営されている医療機関等は、診療材料費や水道光熱費などのコスト増を価格転嫁できないことから、経営は著しく圧迫されており、エネルギー、原材料および資材価格等の高騰による経費増の適正な診療報酬への反映が必要。
- 介護従事者の給与水準は、依然として全産業平均より低いため、人材確保に大きな支障となっており、定着促進の観点からも社会的役割に見合った更なる処遇改善が必要。特に、訪問介護員は高齢化が著しい上、人材確保が極めて困難な状況にある。また、介護支援専門員については地域包括ケアシステムの深化・推進の中で一段と高い専門性が求められ、職責に見合った評価と処遇改善が必要であり、介護職員処遇改善加算のような介護支援専門員の処遇に直接反映される加算制度が必要。
- 障害者の重度化・高齢化が進む状況にあつて、施設から地域への移行や生活の質の向上を実現していくためには、強度行動障害や重症心身障害のある方の地域生活支援にかかる報酬額の大幅な充実が必要。また、人材確保は大きな課題であり、特に新卒での採用が極めて少ない状況にあることから、更なる処遇改善が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 診療報酬改定における物価高騰分の適正な反映

- 令和5年度においては、地方創生臨時交付金を活用し、燃料費、光熱費の物価高騰に伴い影響を大きく受けている特別高圧電力を利用している医療機関に対して、支援金を支給することにより医療機関の安定運営を図った（原油価格・物価高騰対策事業（医療機関））
- 地方創生臨時交付金による対応では、地方自治体による支援内容に差が生まれ、公平性を欠く制度になってしまい、医療機関等から不満の声があがっている。

(2) 介護報酬改定における介護従事者の処遇改善

- 本県の介護従事者の平均賃金等（令和4年）

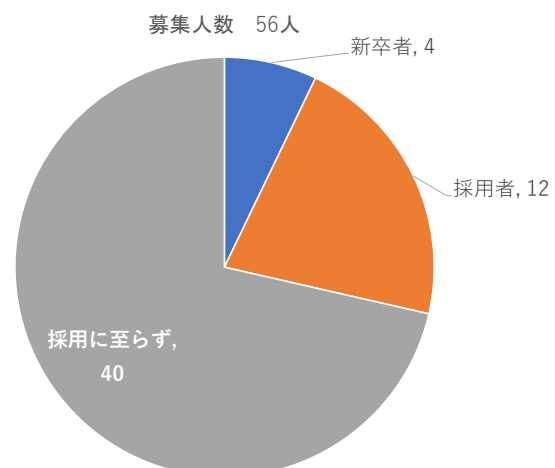
	平均月額賃金	平均年齢	平均勤続年数
介護支援専門員	345.4 千円	55.5 歳	11.3 年
介護職員（福祉施設等）	323.5 千円	41.1 歳	7.1 年
訪問介護従事者	334.9 千円	51.1 歳	11.6 年
全産業	413.2 千円	43.2 歳	13.1 年

〔出典〕賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

※一般労働者（6月分給与の算定期間中に実労働日数が18日以上、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上）について集計したもの。賃金には、賞与1/12を含む。

(3) 障害福祉サービス報酬改定における地域生活支援の大幅な充実および処遇改善

- 本県独自に、市町と共同で「重度障害者地域包括支援事業」を実施しており、強度行動障害や重症心身障害のある方への対応を行う事業所に対して人員の加配等に要する経費を助成し、重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図っている。
- 県内の障害福祉関係団体が、会員事業所に行ったアンケート調査では、昨年度1年間において正規職員56人の募集を行ったが、採用できたのは16人でさらに新卒は4人という状況であった。



健康医療福祉部 医療政策課	TEL 077-528-3625
健康医療福祉部 医療福祉推進課	TEL 077-528-3520
健康医療福祉部 障害福祉課	TEL 077-528-3540
病院事業庁 経営管理課	TEL 077-582-5299



彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- ▶ 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、本県の文化財の魅力を広く発信する
- ▶ 彦根城のさらなる価値の探求や県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省、外務省

1. 提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

- 彦根城の保存管理をより確実なものとし、早期の登録実現に向けて、推薦書作成の加速に向けた支援の継続
- 事前評価制度に基づくユネスコ、イコモスとの対話への対応や適切な情報の共有、彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

2. 提案・要望の理由

- 彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成4年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに30年が経過。
- 令和5年7月に国の文化審議会から「彦根城は事前評価制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効」との意見を受け、文化庁と協議を重ね事前評価申請書を作成し、9月に国からユネスコに提出。
- 今後、ユネスコ・イコモスとの対話に適切に対応し、より高い評価を得るためにも、より緊密な情報共有など、一層の国の支援が必要。
- 令和6年10月には評価の結果が明らかになり、その後は、この評価を反映した推薦書素案の作成など、彦根城の世界遺産登録をより確実にするため活動を開始。国においても登録に向けて取組の更なる強化を要望。



(本県の取組状況)

① 滋賀県と彦根市の取組

- 彦根城は、平成4年に、姫路城や法隆寺など12資産とともに、世界遺産暫定一覧表に記載された。
- 令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書を締結し、令和6年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認した。
- 令和2年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の作成・改訂に取り組んでいる。
- 令和3年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、応援組織「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。
- 令和4年度には、国が「佐渡島の金山」を改めて推薦したことにより、当初の目標であった令和6年度の登録実現は不可能になった。
- 令和5年7月4日に、国の文化審議会から彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示された。これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、9月に国からユネスコに申請書を提出された。今後、より高い評価が得られるようユネスコ・イコモスとの対話に適切に対応していくことが必要となる。



② 彦根城の顕著な普遍的価値

- 彦根城は、世界的にも注目される250年以上の安定を形成、維持した江戸時代における統治の方針・在り方を、その特徴的な外観や平面構造によって示す地域政治拠点の典型・代表例として世界的な価値がある。

③ 最短での登録実現までのスケジュール

- 令和5年度 事前評価申請書をユネスコに提出（イコモスとの対話の開始）
- 令和6年度 事前評価結果の受理。評価を反映した推薦書（素案）の作成
- 令和7年度 国内推薦の決定を経て、推薦書のユネスコへの提出。
- 令和8年度 イコモスの現地調査
- 令和9年度 イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682



「知る・守る・活かす」

文化財の保存継承に向けた取組への支援

- 本県は、全国有数の文化財保有県であり、本県の文化財を次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を着実に推進する

【提案・要望先】 文部科学省

1. 提案・要望内容

文化財補助事業の拡充

- 文化財所有者等が行う文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算の確保を図ること



2. 提案・要望の理由

- 少子高齢化や過疎化、昨今の物価高騰などを背景に、所有者等による文化財の維持管理や保存修理・整備、防災施設整備等に要する費用負担が困難になっている中で、文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算確保が必要。



- 国宝・重要文化財建造物を対象とした防災施設整備事業については、新規事業に要する予算確保が必要。



- 特別史跡安土城跡調査整備事業については、新たに20年計画で実施することになったので、その着実な推進のため、継続的な支援と予算確保が必要。

(本県の取組状況と課題)

【安土城跡】

- 令和3年度・4年度に策定した「特別史跡安土城跡整備基本計画」に基づき、新たに「令和の調査・整備事業」として令和5年度から令和24年度までの20年計画で特別史跡安土城跡調査整備事業を開始。



特別史跡安土城跡整備基本計画より

【史跡・名勝】

- 史跡草津宿本陣や史跡永原御殿跡等の所有者等が、史跡等の適切な保存を図るための保存修理や、文化財の価値を学びながら未来に継承し、その活用を図るための整備工事を実施。



苗村神社楼門

【建造物】

- 国宝・重要文化財建造物を対象とした防災施設整備事業については、延暦寺など6件を実施中のほか、新たに苗村神社など5件が計画済み。

【指定文化財管理事業】

- 指定文化財の所有者等が行う防災設備保守点検や建造物の小修理、名勝庭園等の荒廃防止等の管理費を支援する取組を実施。



御上神社本殿・拝殿

担当：文化スポーツ部 文化財保護課
管理係・建造物第一係・記念物係
TEL：077-528-4670



県東部地域の地域公共交通再構築による拠点連携型 まちづくりの実現（近江鉄道線・信楽高原鐵道）

- 県東部地域の地域鉄道を公共交通軸とした「拠点連携型都市構造」を具現化するため、近江鉄道線と信楽高原鐵道の鉄道事業再構築を推進する。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の確実な予算措置

- 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の柔軟な制度運用と効果促進事業や駅周辺のまちづくり等に係る事業の優先採択

(2) 安全・安心な輸送確保と利便性向上への重点的支援

- 輸送の安全確保に係る施設設備および利便性向上策等への重点的支援
- 旧再構築計画が終了した信楽高原鐵道に対する重点的支援の継続

(3) 第三種鉄道事業者の鉄道資産取得に係る税制特例措置の創設

- 一般社団法人近江鉄道線管理機構の鉄道資産取得（譲受）に係る非課税措置

2. 提案・要望の理由

(1) 社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の確実な予算措置

- 県東部地域の公共交通軸となる両鉄道の安全・安心な輸送確保と利用者の利便性、快適性の向上を目指して、軌道の強化、乗り心地改善、駅の高度化、車両の更新等を行う必要があること。
- 近年、物価上昇による資材費の高騰や電力価格の上昇に伴う動力費の増大により、施設設備整備費や鉄道運行経費が大幅に増加しており、当初の想定を大幅に上回る将来の維持管理コストが見込まれること。

(2) 安全・安心な輸送確保と利便性向上への重点的支援

- 両地域鉄道は鉄道施設設備の老朽化が進んでおり、今後安全・安心な輸送を確保するため更新、修繕に係る費用の更なる増加が見込まれるとともに、沿線住民・事業所や観光客等のニーズを踏まえた利便性やサービス向上を図るため、新たな設備投資等も行う必要があること。
- 信楽高原鐵道は令和4年度で旧再構築計画が終了しているものの、経営が十分に改善されていないため、法改正に伴う新・再構築事業の認定を国より受けることにより、国庫補助金の優先的な配分等の重点的な支援を受ける必要があること。

(3) 第三種鉄道事業者の鉄道資産取得に係る税制特例措置の創設

- 第三種鉄道事業者となる「一般社団法人近江鉄道線管理機構」は地方公共団体ではないことから、鉄道資産の取得（譲受）について登録免許税、不動産取得税、固定資産税等の多額の税負担が生じること。

(本県の取組状況と課題)

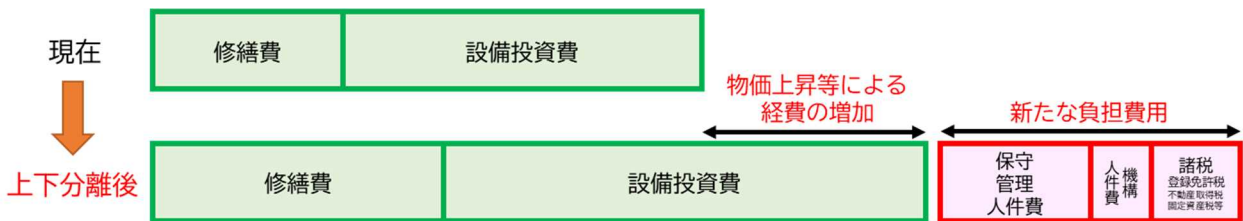
①社会資本整備総合交付金を活用を想定する施設設備整備

社会資本整備総合交付金を最大限活用し、自治体の財政負担をできる限り軽減しながら、持続可能なかたちで安全・安心な運行確保と利便性の高い鉄道施設等の整備を進めていく必要がある。

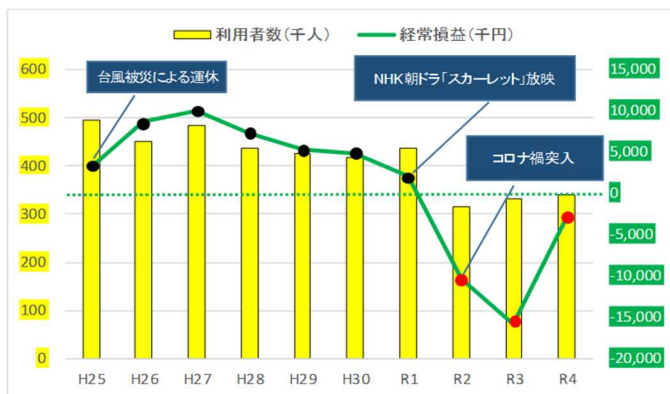


②上下分離移行後、鉄道事業運営に要する新たな経費等

上下分離後、沿線自治体は物価上昇による資材費の高騰による鉄道施設等の整備費の負担増加に加えて、(一社)近江鉄道線管理機構の運営経費も負担することとなり、持続的、安定的に鉄道事業を運営するためには多面的な支援が必要。



③信楽高原鉄道の利用者数と経営状況 (旧再構築計画期間)



	H25	H26	H27	H28	H29	
利用者数(千人)	495	451	484	438	425	
経常損益(千円)	3,251	8,683	10,072	7,218	5,358	
	H30	R1	R2	R3	R4	10年間計
利用者数(千人)	417	438	314	332	339	4,133
経常損益(千円)	4,790	2,148	-10,406	-15,906	-2,991	12,217

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室
TEL 077-528-3685



鉄道ネットワークの維持・改善と鉄道駅の バリアフリー化の推進

- 本県の鉄道ネットワークの維持・改善および県北部地域の振興に向けた北陸新幹線開業効果の最大化を図るとともに、鉄道駅のバリアフリー化整備による利用者の利便性向上を目指す。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

- これまで経営分離された「並行在来線」には、整備新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線はない

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業以降を見据えた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上および湖西線の利便性向上

- 北陸・中京間の結節点である米原駅発着の新幹線の増便、敦賀・米原間のリレー快速の運行開始などにより、アクセスの向上を図ること
- 湖西線を運行する特急電車の停車駅や停車本数を増加することにより、利便性向上を図ること

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加

2. 提案・要望の理由

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認



例：九州新幹線
博多・八代間
は鹿児島本線
として存続

①これまでの整備新幹線で、新幹線の通らない県で「並行在来線」の事例はない。

②大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業に合わせた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上

- 北陸新幹線の敦賀開業の効果を広域に発現させ、中部圏地域（当県含む）の経済発展につなげるとともに、人口減少や高齢化に伴う課題を抱える県北部地域の振興に資するため、北陸～県北部地域～中京間のアクセスを向上する必要がある。

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- JR湖西線ではすべての駅が高架に設置されているにもかかわらず、利用者数の基準を満たさない等により、19駅中7駅がバリアフリー未対応。更なる高齢化等に対応するためには、利用者数にかかわらず、エレベーター等の設置を積極的に推進することが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

【同趣旨の要望】

- 関西広域連合「北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書」（R4.10）
- 第112回近畿ブロック知事会「国土強靱化及び地方創生・生産性向上に資する高速交通インフラ整備の推進に関する提言」（R5.7）
 - ・ 「北陸新幹線の敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。」

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業以降を見据えた北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上および湖西線の利便性向上

(敦賀開業時の課題)

- ①北陸新幹線の金沢 - 敦賀間の運行本数は48往復/日と想定されているのに対し、敦賀～米原間は特急「しらさぎ」と各駅停車で計23往復/日、米原～名古屋間は東海道新幹線と特急「しらさぎ」で計42往復/日であり、輸送力に差異が発生。
- ②湖西線を運行する特急「サンダーバード」の停車駅は堅田駅および近江今津駅の2駅のみであり、停車本数は6本/日であることから、利便性が低い状況。

(対策案)

- ①北陸～県北部地域～中京間のアクセス向上
 - ・特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行
 - ・東海道新幹線「米原駅」停車本数の時間あたり1本増(2本/時⇒3本/時)
- ②湖西線の利便性向上
 - ・特急「サンダーバード」の停車駅(おごと温泉駅等)および停車本数の増加

(3) 鉄道駅のバリアフリー化の更なる推進

- 本県では、これまでから「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき鉄軌道駅のバリアフリー化を推進しており、県内JR駅は、利用者数3,000人以上では全駅が整備済みまたは整備中、2,000人以上3,000人未満では3駅中2駅が整備済み。(R4年度乗降者数)
- 一方で、JR湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらずバリアフリー未対応駅が存在。



JR湖西線は全線が高架であり、ホームまで建物3階半に相当する長い階段を上る必要がある

担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係
TEL 077-528-3684



県土の発展と県民の安全・安心に資する道路整備の推進

➤ 災害脆弱性とインフラ老朽化を克服し強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 防災・減災、国土強靱化の推進
- 5か年対策プログラムで令和7年秋開通予定とされた直轄事業工区の早期開通
- 名神名阪連絡道路の調査への財政支援および計画の具体化に向けた一層の連携
- 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」の計画段階評価の早期着手
- 国道8号彦根・東近江間バイパスの早期事業化
- 国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 大雪時の円滑な交通確保に向けた財政支援
- 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換
- 「いのち」を守る道路環境の形成のための財政支援
- ナショナルサイクルルート「ビワイチ」整備推進のための財政支援
- TEC-FORCE等を含む地方整備局の体制の充実・強化および資機材の更なる確保

2. 提案・要望の理由

(1) 県土の発展を支える道路整備の推進

- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における予算・財源の確実な確保が必要。さらに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源の継続的・安定的な確保が必要。
- 激甚化・頻発化する災害に備えるとともに、人や物の円滑な移動を確保するため、令和7年秋開通予定箇所の1日も早い開通が必要。
- 名神名阪連絡道路は、約30kmの高規格道路であり、重要物流道路の計画区間に指定されている。高規格道路の迂回や物流の定時性・安定性の確保のため、調査への財政支援およびルート帯の決定など計画の具体化に向け、国・三重県と一層の連携が必要。
- 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」は、国道1号栗東水口道路等の開通後を見据え、調査やバイパス計画の策定を推進し、計画段階評価の早期着手が必要。
- 国道8号彦根・東近江間は、渋滞箇所や事故危険区間が存在しており、安定的な物流の確保や地域住民の安全確保のため、バイパスの早期事業化が必要。
- 国道365号栃ノ木峠道路は、脆弱な地質でのトンネル工事が想定され、国の高度な技術力が不可欠であり、直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化が必要。

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

- 大雪時の円滑な交通確保に向け、除雪機械等の安定した稼働が重要であり、老朽化している雪寒用建設機械を計画的に更新できるよう重点的な財政支援が必要。
- 道路インフラ施設の老朽化対策を着実に進めるため、道路メンテナンス事業補助による財政支援が必要。
- 通学路の安全を早急に確保するため、歩道整備などの安全対策を計画的かつ集中的に推進できるよう継続的な財政支援が必要。
- 世界に誇るナショナルサイクルルート「ビワイチ」の更なる地域ブランド価値向上に向け、国内外のサイクリストへのサービス水準を高める通行空間や案内標識等の整備推進に対する重点的な財政支援が必要。 -19-

(本県の取組状況と課題)

(1) 県土の発展を支える道路整備の推進

● 防災・減災、国土強靱化の推進

- 3か年緊急対策・5か年加速化対策により**強靱な道路ネットワーク整備が加速**
整備例：国道421号（東近江市：佐目バイパス）



～国土強靱化予算を活用～

橋梁が2年前倒しで完成

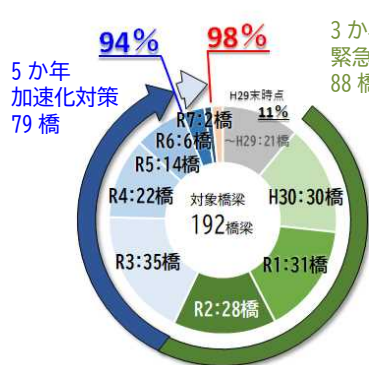
早期供用に向け
更なる予算措置を！

上段：当初計画 下段：実施

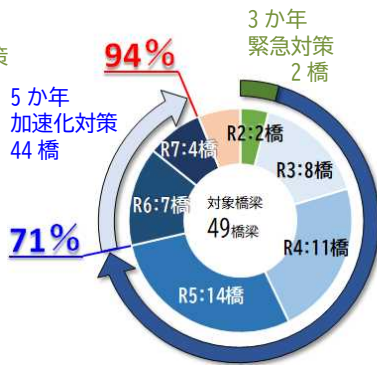
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
橋梁下部工事			[Yellow bar]						
橋梁上部工事					[Yellow bar]				
舗装工事 交通安全対策 等							[Yellow bar]		

- 3か年緊急対策・5か年加速化対策により**防災・老朽化対策が加速**
整備例：主要地方道彦根近江八幡線（彦根市～東近江市：愛知川橋）

橋梁メンテナンス事業



1 巡目点検 (H26-H30)
判定Ⅲ・Ⅳの橋梁数



2 巡目点検 (R1-R4)
判定Ⅲ・Ⅳの橋梁数



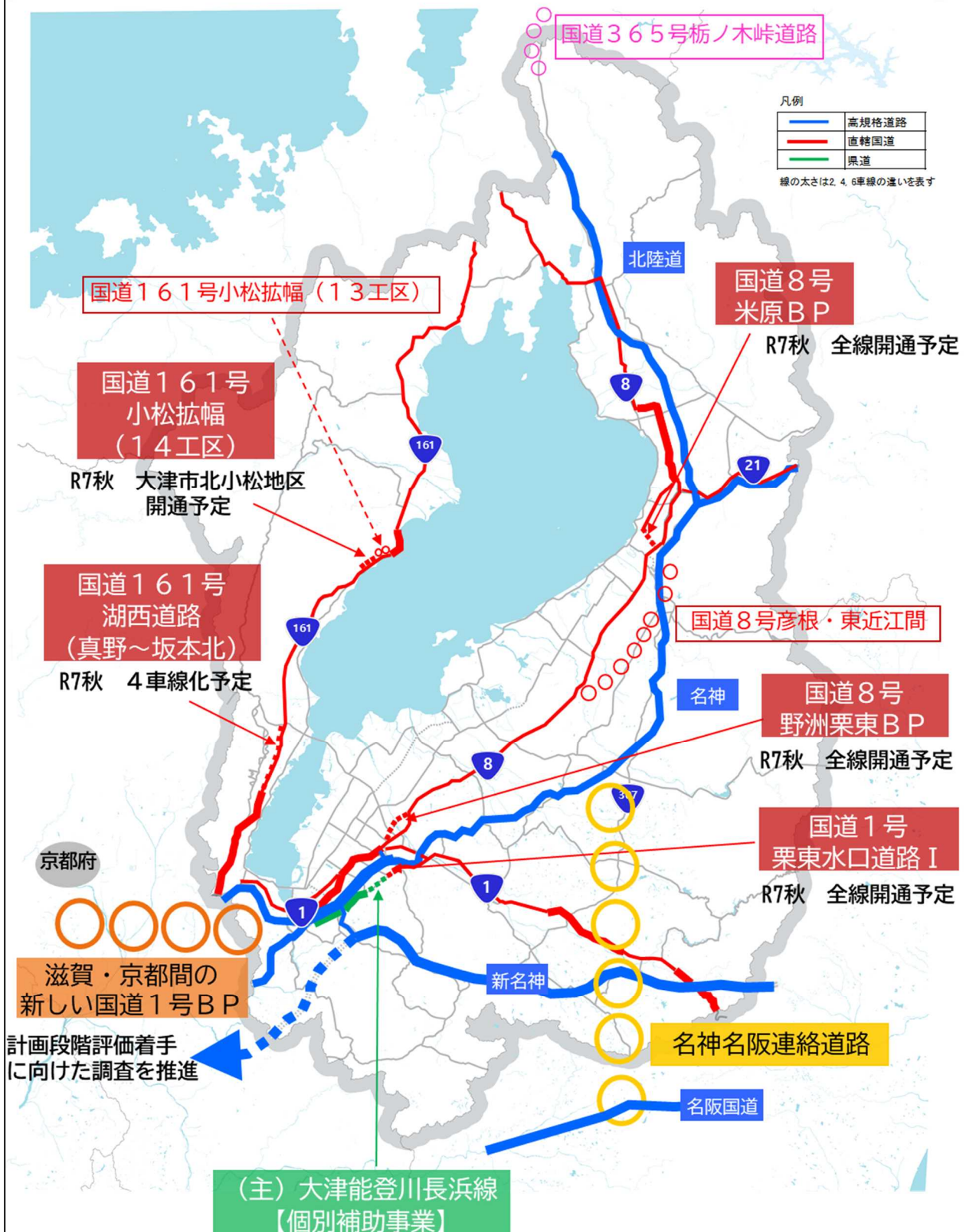
～国土強靱化予算を活用～

1 巡目点検で判定Ⅲ・Ⅳ橋梁の対策が R7 年度末には概成予定 (98%)

2 巡目点検では新たに 49 橋がⅢ判定
予防保全への転換に向け更なる予算措置を！

(本県の取組状況と課題)

● 5か年対策プログラムで令和7年秋開通予定とされた直轄事業工区の早期開通



人や物の円滑な移動確保に向け直轄事業工区の早期開通を！

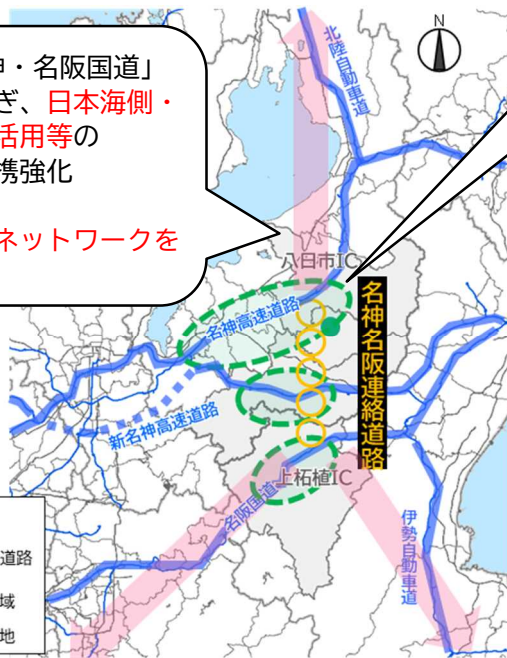
(本県の取組状況と課題)

● 名神名阪連絡道路の調査への財政支援および計画の具体化に向けた一層の連携

・「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぎ、**日本海側・太平洋側二面活用等**の広域圏間の連携強化

・全国的な**物流ネットワークを補完・強化**

凡例
 ○ 名神名阪連絡道路
 ● 工場集積地域
 ● 日野工業団地



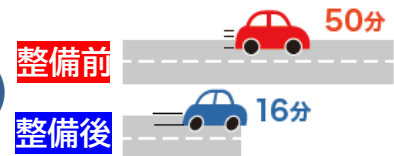
・沿線企業の**物流円滑化**

地域課題



日野工業団地～名阪国道(上柘植IC)
 所要時間 **34分短縮**

整備効果



財政支援および計画の具体化に向けた一層の連携を！

● 「滋賀・京都間の新しい国道1号バイパス」の計画段階評価の早期着手

- 国道1号(滋賀・京都間)は大雨などにより**過去10年で7回通行止め**
- 令和5年1月の大雪では**スタック車両が28台発生**



地域課題

課題解決に向け計画段階評価の早期着手を！

● 国道8号彦根・東近江間バイパスの早期事業化

- **都市計画・環境影響評価**の手続き中

地域課題



課題解決に向け早期事業化を！

(本県の取組状況と課題)

● 国道 365 号栃ノ木峠道路の直轄権限代行に向けた直轄調査の実施および早期事業化

● 令和 5 年 3 月 有識者委員会でルート of 妥当性を確認

● 令和 5 年度 滋賀県・福井県で **ルート of 妥当性検証に向けた地質調査を実施中**

(有識者委員会で結果確認予定)

地域
課題



冬季通行止め (5 か月間/年)

R4.8 大雨で北陸道、国道 8 号・365 号が同時通行止め



直轄権限代行による早期事業化に向け直轄調査の実施を!

(2) 安全・安心や賑わいを創出する道路整備の推進

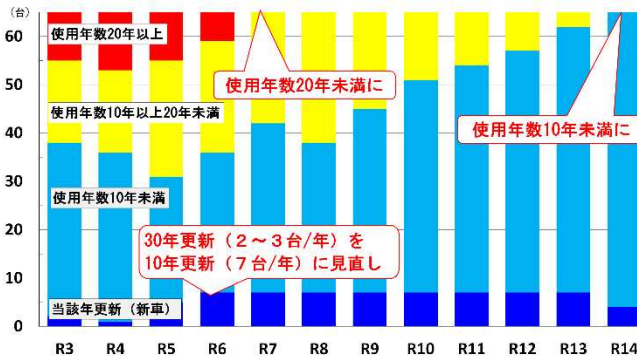
● 大雪時の円滑な交通確保に向けた財政支援

● 雪寒用建設機械 65 台の約 4 割が購入後 10 年 (耐用年数) を経過

● 近年の大雪により稼働日数が増加。 **計画的な更新が課題**

● 年間 7 台更新により令和 14 年には全ての雪寒用建設機械が使用年数 10 年未満に

地域
課題



雪寒用建設機械更新計画 (R3~R16)



雪寒用建設機械の損傷状況
(除雪ロータリー (購入後 25 年))



雪寒用建設機械の計画的な更新に更なる予算措置を!

● 道路インフラ施設の予防保全を基本とした維持管理への転換

● 事後保全から予防保全への転換には、現状の進捗では 6 年が必要

橋梁修繕状況 (H26~R4) 【県管理橋梁: 3,064 橋】 (橋)

	Ⅲ判定	Ⅳ判定	計	措置完了	措置未完了
1巡目点検 (H26~H30)	191	1	192	167	25
2巡目点検 (R1~R4)	49	0	49	21	28
計	240	1	241	188	53



修繕 (塗装塗替) 状況
【彦根米原線 (米原跨線橋)】

地域
課題

【実績】

① 措置数 : 約 21 橋/年

② Ⅲ・Ⅳ判定確認数 : 約 12 橋/年

→Ⅲ・Ⅳ判定減少数 (①-②): 約 9 橋/年

53 橋 ÷ 9 橋/年
→ 6 年が必要



点検状況
【国道 421 号 (石樽トンネル)】

予防保全への転換に向け更なる予算措置を!

担当: 土木交通部 道路保全課 防災安全係 TEL 077-528-4133

(本県の取組状況と課題)

● 「いのち」を守る道路環境の形成のための財政支援

- 子どもの「いのち」を守るため、**通学路の安全確保が課題**
- 速度超過車両や通過交通の流入により生活道路の安全が脅かされている

◆通学路の安全対策

【対策状況】

対策前



対策後



歩道設置
(踏切幅含む)

川合千田線 (長浜市)

【事業箇所】



歩道設置

間田長浜線 (米原市)

◆生活道路の安全対策

【対策状況】

対策前



対策後



凸おひ
ハンプ、狭さく

市道 (栗東市)

【事業箇所】



対策イメージ

狭さく設置

市道 (近江八幡市)

通学路および生活道路の安全対策に更なる予算措置を！

● ナショナルサイクルルート「ビワイチ」整備推進のための財政支援

- 令和4年度までに低速コース 99 km整備が完成
- **令和5年～8年度で上級コース 16 kmを整備**
- 国内外に向けた日本のサイクルツーリズムの魅力発信 ALL JAPAN の情報発信が必要



上級コースの整備状況
スポーツサイクリング等



低速コースの整備状況
家族連れでゆっくりサイクリング

◆ 情報発信の取組状況



R5.3
世界旅行博
(ウィーン) 出展



R5.4
サイクルモード
TOKYO2023 出展



R5.5
自転車議連
「青空総会」出展

「ビワイチ」整備に更なる予算措置を！

担当：土木交通部 道路保全課 歩行者・自転車安全係 TEL 077-528-4133

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進



- ▶ 激甚化・頻発化する水害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から治水施策を推進する

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

(1) 事前防災対策の計画的な実施

- 5か年加速化対策のための治水予算の確保
- 緊急浚渫推進事業の期間延長

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム・瀬田川（鹿跳溪谷）改修）の推進
- 天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- TEC-FORCE等を含む地方整備局の体制の充実・強化および資機材の更なる確保

(3) 丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

- ダム中止に伴う追加的事業の令和8年度完了のための国の継続的な支援
- 丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国の責任ある関与

(4) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 水害リスク情報の空白域を解消するための予算の確保

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策の計画的な実施

- 防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策について、残る期間の確実な予算措置、加速化対策後においても必要な予算・財源の継続的・安定的な措置が必要
- 激甚化・頻発化する豪雨により、土砂や樹木等の流出も多くなっており、今後も継続的な対策が求められていることから緊急浚渫推進事業の期間延長が必要

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 琵琶湖周辺の浸水被害を軽減・回避するため、環境や景観の保全等に配慮しながら、大戸川ダム、瀬田川（鹿跳溪谷）の事業推進が必要
- 琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、天ヶ瀬ダム再開発事業完了に伴い放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要

(3) 丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

- ダム中止に伴う追加的事業を令和8年度までに完了させるためには、災害復旧工事と合わせた効率的な施工に向け、国の継続的な支援が必要
- 水源地域の振興のため、地域整備に必要な予算措置や交付金配分額の拡大など、中止を決定した国の責任ある関与が必要

(4) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

- 水防法の改正に伴い、水害リスク情報の空白域を解消するため、中小河川の洪水浸水想定区域図の作成を進めており、引き続きそれに係る予算の確保が必要

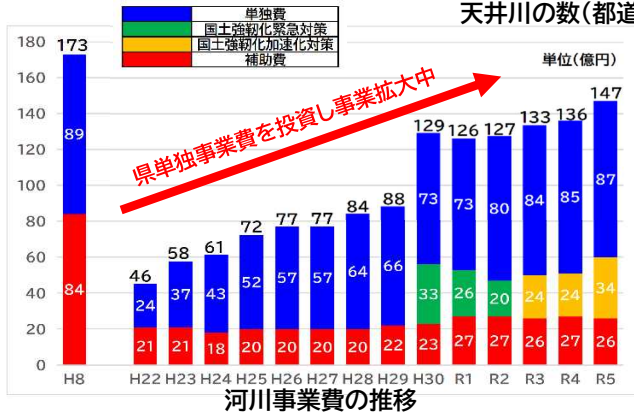
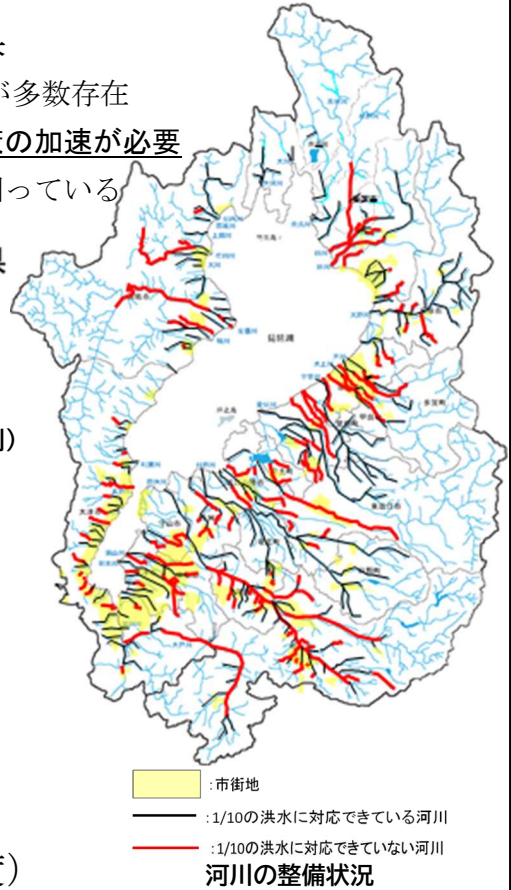
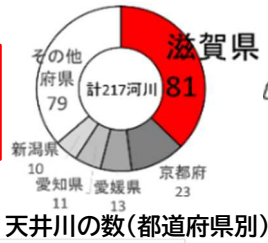
(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策の計画的な実施

○ 5か年加速化対策のための治水予算の確保

- ・ 10年に1度の降雨により市街地に氾濫がおよぶ河川が多数存在
- ・ 住民のいのちと暮らしを守るためには、**事前防災対策の加速が必要**
- ・ 県では**単独事業費を大幅に増やし治水事業の拡大を図っている**

・ 天井川が全国最多の81河川
 ・ 10年に1度の降雨により市街地に氾濫がおよぶ河川が120河川存在

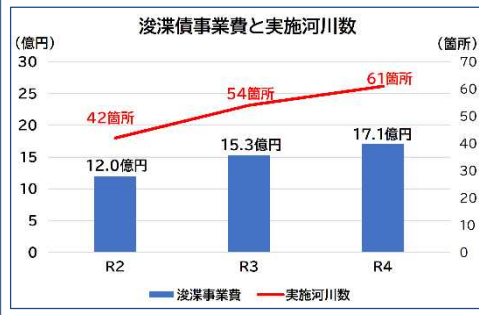


○ 緊急浚渫推進事業の期間延長 (地方債制度)

- ・ 緊急浚渫推進事業債を活用し、計画的に浚渫や樹木等の伐採を進めていることで、ピーク水位の抑制効果等、**治水安全度が向上し、地域から感謝の声をいただいている**
- ・ 近年の激甚化・頻発化する豪雨により、土砂や樹木等の流出が増えていることから、**維持管理の必要性が一層高まり、市町等の要望も増加している**
- ・ 今後、更に激化することが懸念される中、引き続き対応の必要な河川が多く存在する

【本県の取組状況】

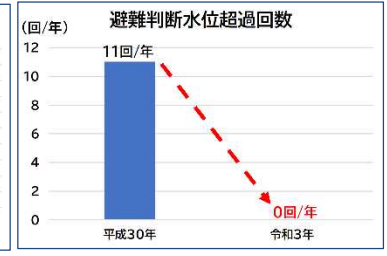
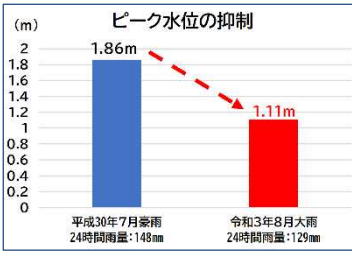
度重なる大雨⇒必要箇所、予算とも増加



【緊急浚渫推進事業債による事業効果】

天野川(滋賀県米原市)における浚渫実施前後の比較

- ・ 同程度の豪雨におけるピーク水位の抑制(1.86→1.11m)
- ・ 年間の避難判断水位の超過回数の低減(11→0回/年)



柳川(大津市)

R3.8.12 から R3.8.18 にかけての秋雨前線豪雨



豪雨の頻度増 ⇒ 堆積土砂の増加

担当：土木交通部流域政策局
 河川・港湾室
 TEL 077-528-4157

(本県の取組状況と課題)

(2) 淀川流域全体の安全度向上に向けた治水対策の推進

- 治水対策（大戸川ダム・瀬田川(鹿跳溪谷)改修)の推進
- 天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
- 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進

現状

琵琶湖沿岸では、洪水時の水位上昇により宅地や農地の浸水被害が発生

平成 30 年 西日本豪雨：最高水位：BSL+77cm



大津放水路(Ⅱ期区間)の早期建設に向けて実施時期の速やかな検討を!

大津放水路(Ⅱ期工区)

琵琶湖流入
一級河川 117 河川

日野川
野洲川

対策

後期放流対策の2事業(天ヶ瀬ダム、宇治川)および瀬田川(関津地区)改修が完成し、事業効果の更なる発現に向け、大戸川ダム本體工事と瀬田川(鹿跳溪谷)改修が必要

天ヶ瀬ダムの放流能力を最大限活用した瀬田川洗堰操作規則の見直し検討を!

瀬田川(関津地区)改修
(令和3年度完了)

大戸川ダム建設事業

瀬田川(鹿跳溪谷)改修



天ヶ瀬ダム
天ヶ瀬ダム再開発事業
(令和4年度完了)



- ・環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査等を実施の上、本體工事の早期着手を!
- ・付替県道大津信楽線との高低差解消のため県道栗東信楽線の早期着手を!

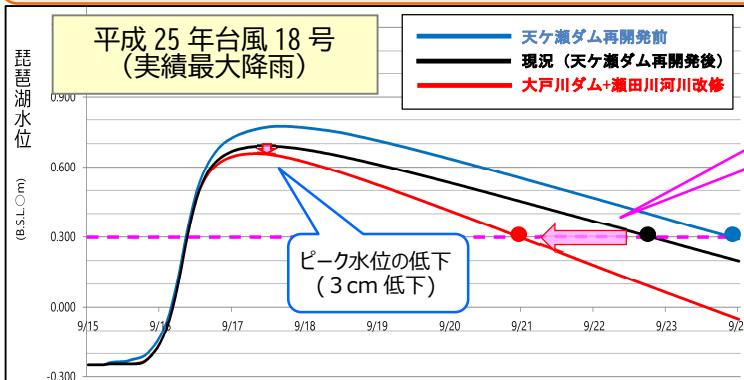
自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上で、改修工事の早期着手を!



宇治川(塔の島)改修
(平成30年度完了)

予想される効果

天ヶ瀬ダム再開発が令和4年度に完了し、大戸川ダム建設事業、瀬田川の改修を行うことで、琵琶湖の水位をより速やかに低下させ、沿岸部の浸水被害を軽減!



43 時間短縮
(琵琶湖水位 0.3m 以上で浸水)

担当：土木交通部流域政策局
広域河川政策室
TEL 077-528-4274
水源地域対策室
TEL 077-528-4171

(本県の取組状況と課題)

(3) 丹生ダム中止に伴う水源地域の地域整備の推進

○ダム中止に伴う追加的事業の令和8年度完了のための国の継続的な支援

- ・令和8年度までに追加的事業であるなかのかわちきのもと 県道中河内木之本線の整備を完了させるためには、令和4年8月豪雨による災害復旧工事と併せた効率的な施工に向け、国の継続的な支援が必要

○丹生ダム中止に伴う水源地域振興に向けた国の責任ある関与

- ・余呉地域振興策の実現に向けた確実な予算措置および追加的事業完了後の国・県・市による支援体制が必要
- ・ダム中止に伴う地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要
- ・県が引き受けたダム事業予定地にある人工林は、豪雨発生時に流出の恐れがあるため、伐採等の措置が必要

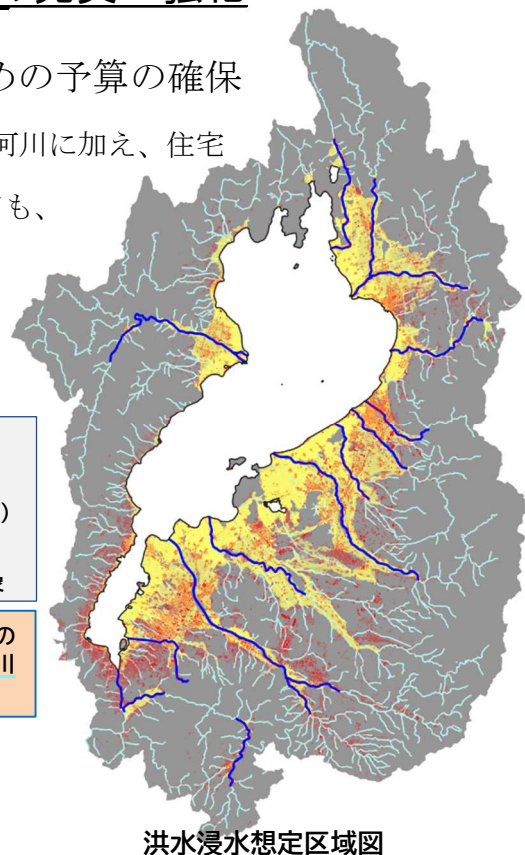
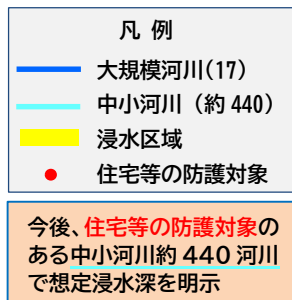


(4) 「流域治水」の推進に向けた施策の充実・強化

○水害リスク情報の空白域を解消するための予算の確保

- ・水防法の改正により、国県管理の大規模河川17河川に加え、住宅等の防護対象のある中小河川約440河川についても、洪水浸水想定区域図の作成対象となった。
- ・水害リスク情報の空白域を解消するため、国が示す目標である令和7年度末の公表を目指し、

中小河川の洪水浸水想定区域図の作成を進めており、引き続きそれに係る確実な予算の確保が必要



担当：土木交通部 流域政策局
 流域治水政策室 TEL 077-528-4152
 水源地域対策室 TEL 077-528-4171

洪水浸水想定区域図

- 激甚化・頻発化する土砂災害から滋賀県民のいのちと暮らしを守るため、被害を防止・軽減させる事前防災対策を計画的に推進する。

【提案・要望先】 総務省、財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 事前防災対策推進のための予算枠の拡大

- 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進
- 地方整備局等の体制の充実・強化

(2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 実施箇所が増加が見込まれる基礎調査事業への財政支援の拡大

2. 提案・要望の理由

(1) 事前防災対策推進のための予算枠の拡大

- 災害からいのちを守り、地域の社会活動や経済活動における被害を最小化する土砂災害対策を強力かつ計画的に推進するため、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策については、残る期間における予算・財源の確実な確保が必要。

さらに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源の継続的・安定的な確保が必要。

- 激甚化・頻発化する自然災害に即応するため、TEC - FORCE 等を含む地方整備局等の体制の充実・強化および災害対応に必要な資機材の更なる確保が必要。

(2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- 土砂災害のおそれのある区域を住民に周知するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査の継続的な実施が必要。

今後は、詳細な地形図を用いることにより、基礎調査箇所の増加が見込まれるが、事業費確保が課題であり、地方財政措置や補助率の嵩上げなど更なる財政的支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 事前防災対策の推進

・令和2年度から事業の前倒し補正予算を含め、5か年加速化対策事業を推進しているところ。

緊急対策並びに加速化対策の期間で完成した施設

砂防事業



坪谷川【長浜市徳山町】



藤尾川【大津市藤尾奥町】

施設効果事例(後谷川砂防堰堤)

R4.8月豪雨による土砂流出。砂防堰堤により土砂および流木を捕捉。下流集落への被害を未然に防止。



急傾斜地崩壊対策事業



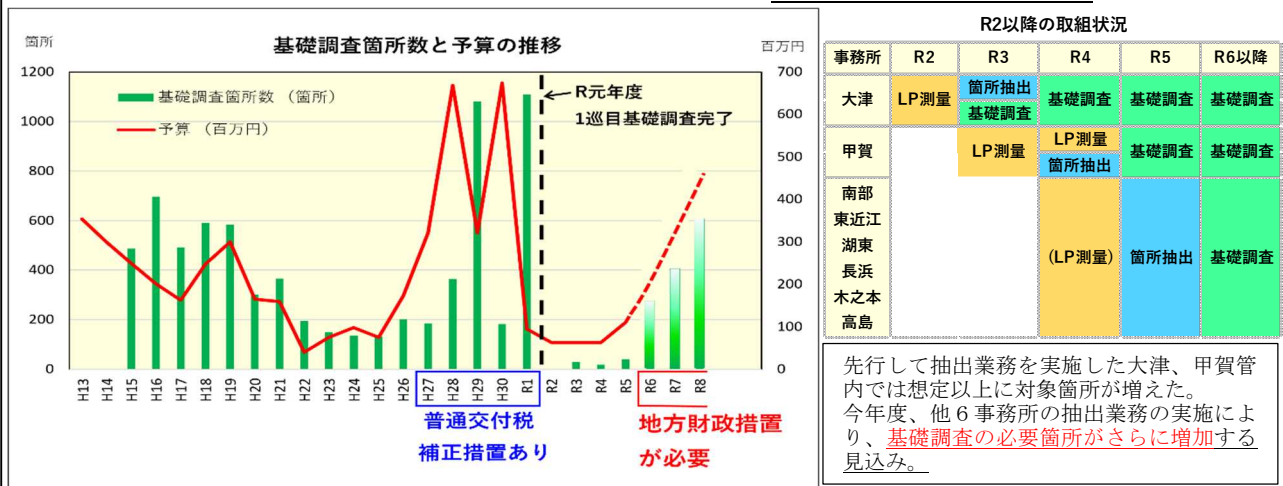
若葉台2地区【大津市若葉台】



菅浦2地区【長浜市菅浦】

(2) 土砂災害防止法による基礎調査への支援拡大

- ・土砂災害防止法により概ね5年に一度繰り返し基礎調査を実施する必要がある。
- ・今後は、改訂指針に基づいた詳細な地形図を用いたリスク箇所の抽出を行うことから、箇所的大幅な増加が見込まれるため、予算確保に課題がある。
- ・新たに抽出した箇所の基礎調査を早期に進めるために、地方財政措置や補助率拡大が必要である。



担当：土木交通部砂防課 土砂災害防止係・事業係 TEL 077-528-4192・4193



滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

- 自然と都市が調和した滋賀の魅力を向上を図るため、コロナ禍で価値が再認識された公園の充実、および安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指す。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 国スポ・障スポ大会に向けた公園や街路整備を完遂するための予算枠の拡大

(2) 更なる魅力向上のための都市公園の再整備への重点的な支援

- 湖岸緑地などの公園のポテンシャルを活かし、魅力と価値を向上させる公園再整備への重点支援

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 「拠点連携型都市構造」の実現に向け、駅・旧町役場周辺などの拠点に都市機能等の誘導を図る取組への財政支援

2. 提案・要望の理由

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

- 2年後に「国スポ・障スポ大会」が迫る中、会場となる公園や周辺の街路等の都市計画事業を完遂するため、十分な予算確保が必要。

(2) 更なる魅力向上のための都市公園の再整備への重点的な支援

- 本県では、都市公園や自然公園などがその種別を超えて連携し、県全体が琵琶湖を中心とした一つの大きな公園であるかのような、水と緑と人をつなげる「THE シガパーク」の実現を目指し、全庁をあげて魅力向上施策に取り組んでいる。
- なかでも都市公園はその中核であり、ポテンシャルを最大限引き出して魅力を高めるため、湖岸緑地などの再整備に対する重点的な支援が必要。

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

- 令和3年度に「滋賀県都市計画基本方針」を策定し、住み、働き、憩うために必要となる様々な機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」の実現を目指している。
- この実現に向け、都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の整備や「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりへの支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 滋賀の魅力を向上させる都市計画事業の予算枠の拡大

国スポ・障スポ大会が迫る中、会場となる公園や周辺の街路等の都市計画事業を完遂するため、十分な予算確保を！

【広域防災拠点となる金亀公園】



現場状況(R5.7)

【都市の骨格を形成する原松原線】



至：彦根IC

(2) 更なる魅力向上のための都市公園の再整備への重点的な支援

魅力と価値を向上させるため
電気等の施設整備が必要！

老朽化の著しい施設の改修
等に対する重点支援を！

・湖岸緑地は景観に優れ、屋外レクリエーション、ピワイチ人気により県内外からの利用者が増加
・電気・上下水道などのインフラ施設やトイレ等が不足



湖岸緑地のトイレ設置状況



立ち入り禁止の四阿



腐朽したベンチ

(3) 「拠点連携型都市構造」の実現に向けたまちづくりへの支援

都市機能や居住環境の向上に資する公共施設等の整備や「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりに対する支援を！



都市構造再編集集中支援事業 (R1~6)
【草津市】草津駅周辺都市機能誘導区域地区
・(仮称) くさつアクアパーク整備事業



都市構造再編集集中支援事業 (R5~9)
【東近江市】東近江市八日市駅前地区
・東西連絡通路整備



社会実験の様子

まちなかウォークアブル推進事業 (R5~8)
【長浜市】湖の辺のまち長浜未来ビジョン地区
・道路リノベーション

担当：土木交通部 都市計画課 都市計画係 TEL 077-528-4182

港湾の防災機能向上と活性化に向けた施策の充実・強化

- 港湾の防災機能向上による安全・安心な暮らしと“みなと”を中心とした賑わいのあるまちづくりを実現する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

1. 提案・要望内容

(1) 港湾の防災機能向上のための支援

- 小規模な内水面の港湾に対する交付要件の特例を創設すること

(2) 港湾を核とした地域活性化の推進

- 構想の検討や基礎調査等に係る財政支援制度を創設すること
- 港湾を核とした地域活性化の推進につながる支援の充実

2. 提案・要望の理由

(1) 港湾の防災機能向上のための支援

- 本県が管理する港湾は全て湖岸に面し、平時は観光舟運に限られていることから、規模は大きくないが、防災上の輸送拠点として重要な役割を担っている。しかしながら、既存の交付金制度では、対象事業費の下限が高く、対象施設も限定されているため、本県が管理する港湾施設での適用が難しい状況にある。そのため、小規模な内水面の港湾に対する交付要件の特例が必要。

(2) 港湾を核とした地域活性化の推進

- 本県が管理する港湾は、商業施設や住家等と近く、市街地の一部を形成しているものの、賑わいが乏しい状況にある。こういった中、大津港では、
 - ・ 昨年、敷地内にナショナルサイクルルート“ビワイチ”の拠点となるサイクルステーションがオープン
 - ・ 来春、「びわ湖疏水船」が大津港への乗り入れ予定
 - ・ 令和9年には「(仮称)新・琵琶湖文化館」が港湾区域の一角に開館予定など、港を中心とした賑わい創出の環境が整いつつある。

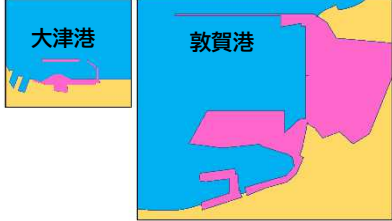
県と市ではこの機を捉え、大津港の「みなとオアシス」への登録も見据えて、港湾を核とした賑わいづくりを推進すべく、基本構想の策定を予定しているため、構想の検討や基礎調査等に係る財政支援制度が必要。また、「みなとオアシス」登録後の港湾を核とした地域活性化の推進につながる支援の充実に期待。

(本県の取組状況と課題)

(1) 港湾の防災機能向上のための支援

- ・ 県が管理する港湾は全て琵琶湖岸に存在しており、最も大きい大津港でも海港と比較すると小規模
- ・ 滋賀県地域防災計画において、大津港、彦根港、長浜港を広域輸送拠点に位置付け
- ・ 老朽化等により、防災施設としての機能が低下

大津港と敦賀港の大きさの比較



彦根港 矢板護岸



※輸送拠点機能を担うが、交付金等の対象でないため、維持管理に苦心している施設例

雨漏りが複数箇所発生しており、物資集積拠点としての機能が低下



大津港 旅客コンコース



緊急物資輸送訓練(彦根港)

(2) 港湾を核とした地域活性化の推進

- ・ 本県が管理する港湾は、商業施設等と近く、市街地の一部を形成しているものの、賑わいが乏しい状況
- ・ 大津港を中心とした賑わいの創出に向けた動き
 - ☞ 令和4年4月に“ピワイチ”の拠点となるサイクルステーションがオープン
 - ☞ 来春、「びわ湖疏水船」の大津港への乗り入れが予定(現在の乗下船場は、琵琶湖疏水にある)
 - ☞ 令和9年には「(仮称)新・琵琶湖文化館」が開館予定

(仮称)新・琵琶湖文化館建設イメージ



文化財の収集保管、展示公開、調査研究等のミュージアム機能に加え、地域の文化財のサポートセンター機能や文化観光の拠点となるビジターセンター機能を備えた『近江の文化財』を保存・継承・活用・発信する中核拠点

びわ湖疏水船は、大津市から京都市蹴上までの約7.8kmの疏水を運行する春と秋限定の観光船。美しい桜と紅葉を見ることができるとあり人気!



↓商業施設

大津港周辺

【仮称】新・琵琶湖文化館建設予定地

大津港サイクルステーション



びわ湖疏水船

©(公社)びわこビジターズビューロー

担当：土木交通部 流域政策局 河川・港湾室
TEL 077-528-4161

時代の変化に対応する警察活動基盤整備の推進

県民の安全・安心な生活を確保するためには、治安維持対策は必須。厳しい犯罪情勢等に対処するための間隙を生まない警察活動推進体制の強化を支援されたい。

【提案・要望先】 国家公安委員会、警察庁、総務省

1. 提案・要望内容

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

- 県民の安全・安心を確保するためにも、警察官の増員措置が必要不可欠

2. 提案・要望の理由

○ 県内の厳しい犯罪情勢

令和4年中の刑法犯認知件数は6,830件で、前年比17.5%増加（増加率全国ワースト1位）

令和5年上半期の刑法犯認知件数は3,783件で、前年比21.9%増加【暫定】

○ 山積する諸課題への対処

(1) 増加する人身安全関連事案

事態のエスカレートを未然に防止するため、専門性を有する警察官が早期介入する仕組みの構築が急務

(2) サイバーセキュリティ対策

県民、県内事業者がサイバー犯罪やサイバー攻撃の被害者となるケースが増加する中、サイバーセキュリティ対策、サイバー犯罪捜査を迅速に行う体制構築が必須

(3) 事件・事故における高齢者対策等

高齢者が事故当事者となる割合が年々増加し、多くの高齢者が被害となる特殊詐欺の被害金額が高止まり傾向にあるなど、高齢者の安全・安心の確保が急務

(4) 警衛対策、新名神高速道路の延伸等

令和7年の国スポ・障スポにおける大規模警備や令和6年度以降の新名神高速道路の延伸等に伴う重大事故増加の懸念など増加する警察業務への即応が不可欠

○ 県規模と比較して少ない警察官定員

当県の警察官1人あたりの負担人口は614人（全国ワースト3位）で、「警察刷新に関する緊急提言」における基準（1人あたり500人程度）と大きく乖離

○ 県民の強い要望と極めて高い関心

毎年、各市町から警察官増員要望が寄せられ、県議会でも「警察官増員にかかる意見書」が数度にわたり採択されるなど、警察官増員を切望する県民の声が多数

(本県の取組状況と課題)

警察活動の効率化・高度化の取組

【捜査力強化緊急総合プラン】

柔軟かつ効率的な組織運用や捜査員育成によって捜査力の高度化・効率化を図るための指針

【交通安全対策強化プラン ～ + 7 (プラス・セブン) ～】

交通情勢の詳細な分析結果に基づき、従来の取組にプラスして具体的な事故要因に対処するための7つの方策(「道路環境」「安全教育」「交通取締り」「部外連携」等)を行うための指針

【サイバーセキュリティ消費者保護・経済安全保障推進ネットワーク強化戦略 ～コネクト・ファイブ～】

「消費者」「事業者」「教育研究機関」など5つの対象との連携(コネクト)を強化することで情報発信・情報収集・人材育成などのネットワークを構築し、サイバーセキュリティ対策を強化するための指針

【犯罪抑止対策緊急強化戦略 ～フォー・プリベンション～】

「犯罪分析強化」「情報発信」「部外連携」等4つの側面から更なる犯罪抑止を進めるための指針

県費による警察官の増員

- 様々な高度化・効率化の取組を進めているがこれらの対策が効果を現して**人員の捻出が可能となるには長い時間が必要**
- 本県における喫緊の課題が多数ある中、県規模に比べて少ない現在の人員(全国ワースト3位)で、**効果が現れるまで対処し続けることは困難**

県予算による警察官20人の増員

- 人身安全関連事案への体制強化 10人
3交替の導入による常時即応体制の整備
- サイバーセキュリティ対策の強化 5人
社会全体におけるセキュリティ対策強化
- 国スポ・障スポの警衛体制の強化 5人
警備諸対策を推進するための体制構築

加えて…

定年引上げに伴う“採用平準化(確保)のための特例措置”

定年引上げ期間において、新規採用が減少し警察力が低下することのないよう、当分の間、段階的な定員の上積み措置(最大**125人**まで) > 採用平準化+αの効果を期待

本県の取組を経ても残る課題

【新名神高速道路の延伸等に伴う体制整備】

- 約25kmの延伸
大津JCT～城陽JCT
 - 約33kmの6車線化
大津JCT～亀山西ICT
- [令和6年度以降供用]



【急増する特殊詐欺・深刻化する高齢者交通事故】

	R3上半期	R4上半期	R5上半期		R3上半期	R4上半期	R5上半期
被害件数(件)	44	54	144	交通事故発生件数	1,345	1,193	1,306
うち高齢者	30	37	99	高齢者	413	373	408
被害金額(万円)	約5,594	約13,008	約15,379	事故件数			
うち高齢者	約4,790	約9,633	約12,301	うち高齢ドライバー	270	259	279

警察官の定員は政令に拠ることが原則であるところ、県下の厳しい治安情勢や本県警察の体制を踏まえ、緊急的に県費による警察官増員を行ったが、県ごとの状況を踏まえた政令定員の設定が望まれる。

緊急的な県単独増員のみでは、根本的な解決は不可能

厳しい治安情勢に応じた警察官増員(政令基準の改正)が必要不可欠

担当：警察本部 警務部 警務課 企画係 TEL 077-522-1231

物価高騰の影響を受ける本県経済への支援

- ▶ 物価高騰の影響を受けている事業者を下支えするとともに、未来を見据えた投資の促進に取り組むことにより、本県経済・産業の持続的な成長につなげていく。

【提案・要望先】内閣府、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) エネルギー価格高騰対策の実施

- エネルギー価格の安定化およびエネルギー価格高騰対策の機動的な実施

(2) 地域経済の好循環の実現に向けた環境の整備

- 価格転嫁の円滑化の推進および事業構造の強化に係る支援

2. 提案・要望の理由

(1) エネルギー価格高騰対策の実施

- エネルギー価格高騰に伴う負担を軽減するため、社会経済情勢を踏まえ、国および地方において適宜対応しているが、依然としてエネルギー価格は高水準で推移。
- エネルギー価格をはじめ、現下の物価高騰は幅広い事業者に影響しており、上下水道、工業用水道事業のようにインフラサービスを提供する地方公営企業の経営等にも影響。
- エネルギー価格高騰は全国的な課題であるため、国において価格安定化のための措置を講じるとともに、企業が安心して事業活動に専念できるよう、今後も状況に応じた全国一律のエネルギー価格高騰対策を機動的に講じることが必要。

(2) 地域経済の好循環の実現に向けた環境の整備

- 地域経済を支える中小企業においても構造的な賃上げを実現できるよう、円滑な価格転嫁に向けた実効性ある取組を一層進めていくことが必要。
- また、賃上げの原資となる付加価値額を増加させるため、中小企業が行う生産性向上や事業再構築等の取組に対する支援を継続していくことが必要。

(本県の取組状況と課題)

- 県内の中小企業等の経営環境は、コロナ禍で借り入れたゼロゼロ融資の元本返済が進む中、原材料・エネルギー価格の高騰による負担増と度重なる仕入価格の上昇に価格転嫁が追いつかない現状など、依然としてコロナ禍からの回復を十分に実感するには至っていない状況。

(1) エネルギー価格高騰の影響および対策

- 滋賀県が実施した令和5年度第1四半期(令和5年4～6月期)の景況調査によると、電気料金総額の変化について、1年前と比較して「20～39%増加した」と回答した企業の割合が最も多く、全体の34%であった。
- 本県では、エネルギー価格高騰に伴う負担軽減を図るため、国の総合経済対策において負担軽減措置の対象となっていない特別高圧電力およびLPガスを利用する事業者等に対して支援しているところ。

エネルギー・原材料価格上昇の影響

「悪影響(「少し悪影響」含む)」と回答した者の割合

全体の **94.7%**

※令和5年度第1四半期 滋賀県景況調査結果

県内のガソリン価格等の推移



(2) 価格転嫁の促進および事業構造の強化に向けた取組

- コスト上昇に対する価格転嫁に進展の兆しは見られるものの、依然として十分に進んでいない中、本県では、事業者の生産性向上に向けた取組の支援や省エネ・再エネの促進など、価格転嫁しやすい環境づくりに取り組んでいるところ。
- また、企業の思い切った事業展開を支援する国の「事業再構築補助金」の採択状況等をみると、県内には、未来を見据えた事業構造の変革・強化に積極的に取り組む中小企業等が多く、こうした取組を後押ししていく必要がある。

国「事業再構築補助金」第9回公募(公募期間: R5.1～3)の結果 (令和5年6月公表)

< 県内応募企業の採択率 >

全国 **2** 位
滋賀県: 59%
(全国平均: 45%)

< 都道府県毎の中小企業数に占める応募者の比率 >

全国 **3** 位
滋賀県: 0.37%
(全国平均: 0.26%)

担当: 商工観光労働部商工政策課
TEL 077-528-3712
企業庁経営課
TEL 077-589-4651

琵琶湖環境部下水道課
TEL 077-528-4215

2050年CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO₂ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進と、自治体における脱炭素の基盤整備を推進

【提案・要望先】 環境省

1. 提案・要望内容

地域における脱炭素化の促進

- 地方における脱炭素の取り組みに対する「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の確保・充実による積極的な財政支援

2. 提案・要望の理由

地域における脱炭素化の促進

- CO₂ネットゼロ社会の実現に向けては、再生可能エネルギーを主体とした地域分散型電力システムの重要性がますます高まっており、脱炭素地域づくりを目指すすべての意欲ある主体が実施する地域の实情に合わせた幅広い取組の継続的な支援が必要
- 県内市町において脱炭素先行地域に向けた活発かつ具体的な議論が進められており、新たなプロジェクト創出のインセンティブとして、「脱炭素先行地域づくり事業」の予算の確保・充実が必要
- また、本県における温室効果ガスの排出量については全体的に削減が進んでいるものの、家庭部門においては排出量が増加に転じており、県民の生活の質を維持しつつ、CO₂ネットゼロを実現するためには、家庭における省エネ化・再エネ導入の促進が必要不可欠
- さらに、本県では県庁率先行動計画に基づき県有施設の太陽光発電設備導入に向けた調査を行っており、来年度からPPA方式による導入を検討中
- 重点対策加速化事業を活用し、県有施設への再エネ導入や、一般家庭における省エネ性能等の向上に向けた取組を加速化
- このため、「重点対策加速化事業」にかかる来年度予算についても確保・充実が必要

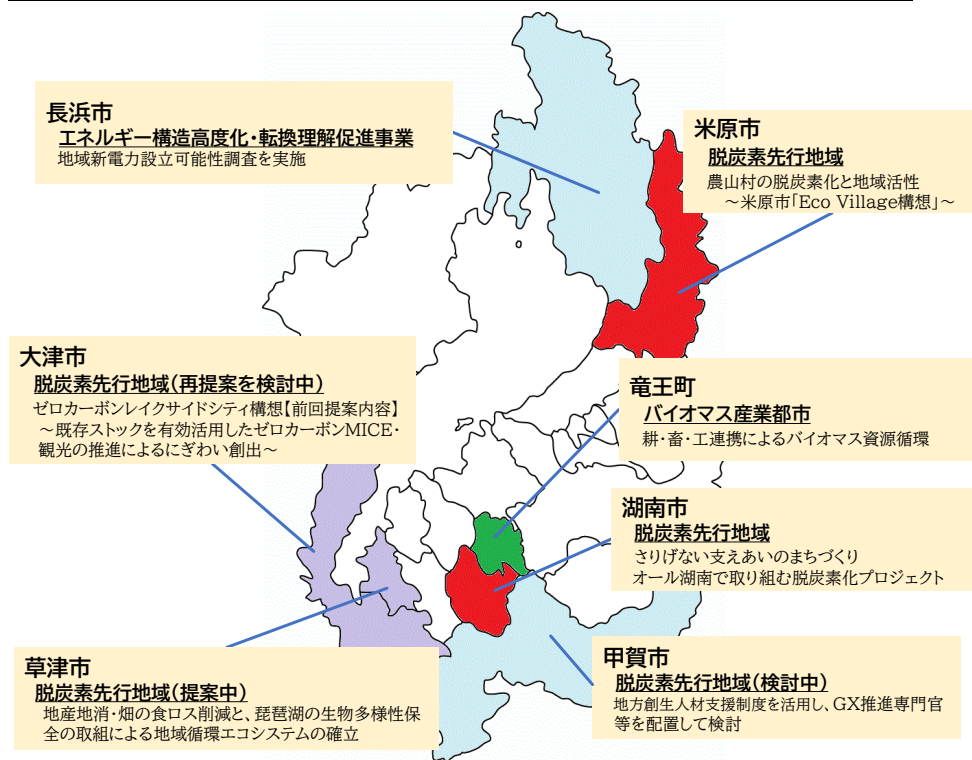
(本県の取組状況と課題)

地域における脱炭素化の促進

● 県内市町の取組状況

⇒ 脱炭素先行地域について、県内の市町において積極的に検討が進められ、すでに2市が採択済み

⇒ その他の市町においても、脱炭素に向けた様々な取組を実施中



● 滋賀県の取組状況

⇒ 「滋賀県からの温室効果ガス排出実態 (2020 年度)」によると、家庭部門において二酸化炭素排出量が対前年比 6.8%増加 (全体では 1.6%削減) していることから、今年度より家庭における省エネ・再エネ設備の導入支援を強化

⇒ 県庁率先行動計画 (CO₂ ネットゼロ・オフィス滋賀) において、2030 年の県庁の温室効果ガス排出量の削減目標を 2014 年度比で「50%削減」を目標としており、昨年度は企業庁の 6 水道施設において、今年度は 17 の県有施設について PPA 方式を含めた太陽光発電の導入に向けた調査を実施 (次年度以降に導入予定)

⇒ 一方、上記取組の財源となる「滋賀県 CO₂ ネット社会づくり重点対策加速化事業計画」において、国からの交付予定額が当初事業計画の 50% 以下まで減額 (1,999,990 千円 → 934,077 千円)

担当：総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課ムーブメント推進係
TEL：077-528-3493

環境保全型農業の一層の推進



- 琵琶湖の保全はもとより、地球温暖化防止や生物多様性の保全など地球環境問題への対応と、環境保全型農業の生産性向上の両立を図り「みどり戦略」を推進。

【提案・要望先】財務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

環境保全型農業直接支払交付金制度の拡充

- 現行制度の見直しに際しては、水質保全も含めた効果の高い地域特認取組を継続するとともに、実施に伴う追加的な経費への支援を継続すること
- 食料・農業・農村基本法検証部会の中間とりまとめで示された「持続可能な農業の主流化」に向けては、消費者や事業者の理解醸成・行動変容と併せて、担い手によるまとまった取組が促進されるよう、重点的な支援を実施すること

2. 提案・要望の理由

- 環境こだわり農業（※）は、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」において「国民的資産」として位置づけられた琵琶湖の環境負荷削減・水質保全に貢献し、近畿 1,450 万人に取組の便益が及ぶ。特に「緩効性肥料（非プラスチック）の利用」は高い水質保全効果を有する。

※化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常よりも削減し、環境に配慮して農作物を栽培すること。
- 国の調査（R4）では、本交付金取組農業者の 72%が「交付金を受け取ることで安定的に継続できている」と回答。持続可能な生産にかかる追加的なコストを社会全体で負担する仕組みは重要であり、引き続き本交付金制度による支援の継続が必要。
- 基本法の見直しで検討されている「持続可能な農業の主流化」に向けては、「持続可能性に配慮した生産にはコストがかかる」ことに対する消費者や事業者の理解醸成・行動変容が重要。加えて、一定の経営規模を有する担い手がまとまって行う環境保全型農業の促進が重要であり、加速化するためには加算措置等の重点的な支援が必要。
- 特に、本県では 1.2 万 ha を超える面積において、全農家の 2 割以上でオーガニック農業をはじめとする環境こだわり農業に取り組んでおり、制度の見直しの際には事前の十分な調整を行うこと。

(本県の取組状況と課題)

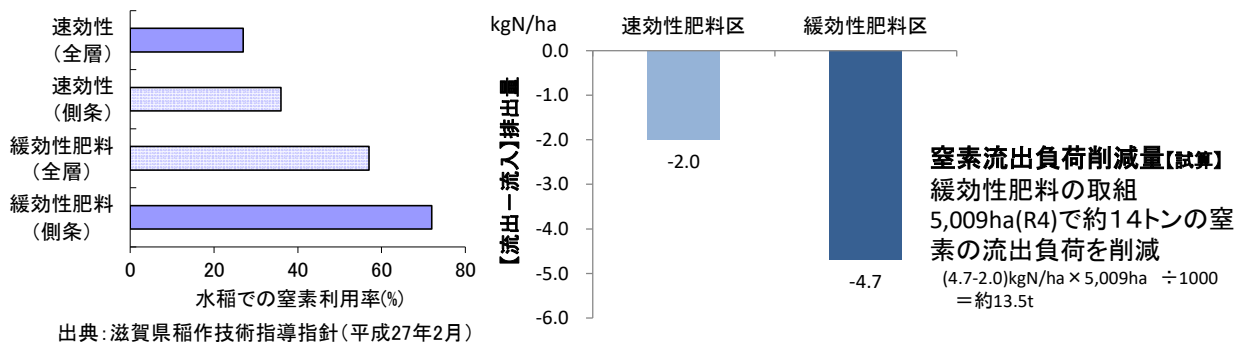
環境保全型農業直接支払交付金制度の拡充

(1) 環境こだわり農業の推進

- 「環境こだわり農業」は、令和4年7月に世界農業資産に認定された「琵琶湖システム（琵琶湖と共生する農林水産業）」の主要な構成要素となっている。
- 環境こだわり農産物の取組面積は 14,437ha(R4)まで拡大し、環境こだわり米は水稲作付面積の45%を占める。
- 環境直接支払交付金の取組面積は 12,535ha(R4)で、耕地面積の29.3%を占める。

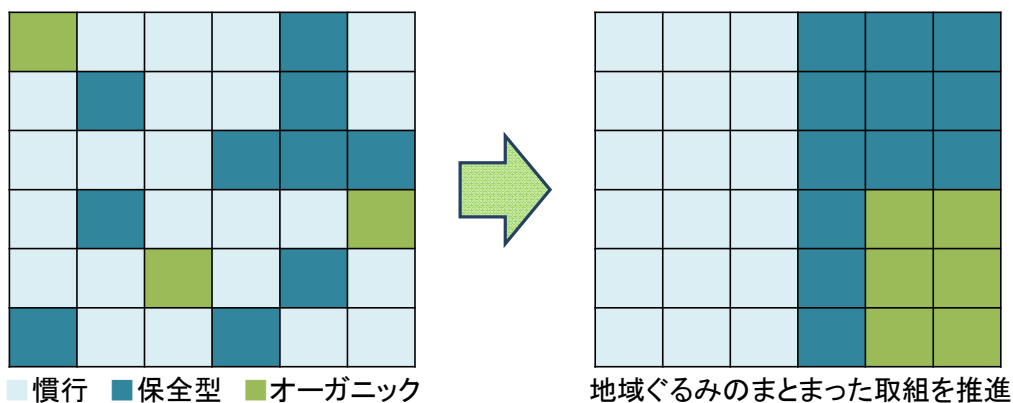
(2) 環境こだわり農業の水質保全効果

- 緩効性肥料を側状施肥することで水稲の窒素利用率が高まり、河川や琵琶湖への窒素の流出負荷を一層削減（地域特認取組：緩効性肥料の利用及び長期中干）。



(3) 「みどり戦略」の実現に向け、産地ぐるみで持続可能な農業を主流化

- 環境こだわり農業に取り組む農業者を JA 等の単位で組織化するなどし、生産、集荷・流通、販売の関係者が連携し、産地ぐるみで環境保全型農業を推進。
- 令和5年度から環境保全型農業専用の水稲新品種「きらみずき」の作付け開始。
- 環境負荷低減を行う農業を主流化するには、地域ぐるみのまとまった取組を加速化し、生産力向上と持続性を両立することが重要。



担当：農政水産部 미래の農業振興課 環境こだわり農業係 TEL 077-528-3895



農地中間管理事業の安定的な運営

- 担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業の安定的な運営ができるよう、運営費にかかる財源の確保を図る。

【提案・要望先】財務省・農林水産省

1. 提案・要望内容

農地中間管理事業の安定的な財源確保

- 農地中間管理機構の運営費にかかる国の負担割合を維持し、必要な額を継続的に確保すること。

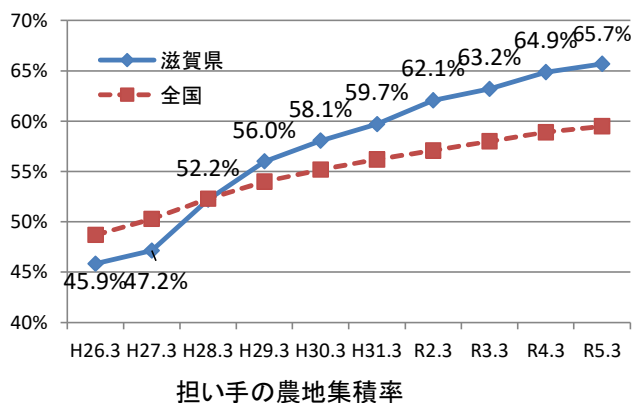
2. 提案・要望の理由

- 担い手への農地の集積・集約化を図るため、平成 25 年に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、平成 26 年度から国策として、農地中間管理事業が全国一斉で開始された。
- 本事業は国が本来全額負担で実施しても良いところを、制度開始当初は国の負担割合は 7 割相当であるが地方負担は求めない形で開始され、平成 28 年度からは地方負担が求められる形（国 7 割、県 3 割）で安定的に事業が実施されてきた。
- 一方、令和 5 年度からは、農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の貸借が実質的に農地中間管理事業による方法のみになり、農地中間管理機構の役割が高まり、今後運営費が減少することは考えられない。
- 国の令和 6 年度の概算要求の説明の中で、農地中間管理事業の運営費について、人件費は現行の補助率を維持するものの、事務所等の固定経費については段階的な補助率の見直しを行う方向性が示されたところ。
- 今後ますます役割が高まる農地中間管理事業の安定的な運営を図るためには、人件費はもとより事務費（農地利用集積等促進計画案作成への協力等にかかる市町村への委託料も含む）についても国の負担割合を維持し、国が責任を持って必要な額を継続的に確保いただく必要がある。
- なお、どうしても必要な国費の確保が困難な場合は、手数料による受益者負担を検討せざるをえなくなる。その際、機構の利用にメリットを感じない農業者は、機構を介さない特定農作業受委託を選択し、機構による農地集積の後退が懸念される。

(本県の取組状況と課題)

農地中間管理事業の安定的な財源確保

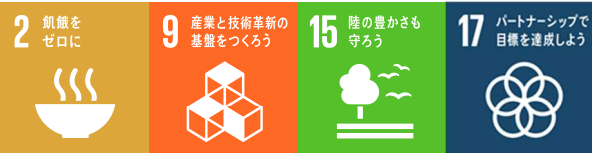
- 本県における農地中間管理事業による貸借は約 10,000ha であり、全耕地面積 50,500ha の約 20%を占めており、6 億円を超える農地の賃料を扱っているところ。このような取組により、担い手への農地の集積率は 65.7%を占めるところまで進んでいる。
- 令和 5 年度から、市町、農業委員会、機構、JA、県等で構成される地域計画推進会議を市町ごとに設置し、関係機関・団体が一体となって、2 年間ですべての地域で地域計画が策定できるよう進めている。



今後、農業経営基盤強化促進法による相対の貸借手続きが廃止されることで、農地中間管理事業による貸借が大幅に増加する見込みであり、賃料の支払いや未払い賃料の対応等の事務が大幅に増加する見込み。

- 本県は農地中間管理事業を公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下、「基金」という。）で取り組んでいるが、農地中間管理事業の運営費は毎年約 96 百万円（人件費約 66 百万円、事務費 29 百万円）の経費がかかっている。
- 基金は昭和 53 年に設立され、平成 19 年に解散した滋賀県農地協会の農地売買等の業務を引き継いだ。本県では農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業および農地利用集積円滑化事業による貸借等が円滑に実施されていたため、基金による農地業務の実績はほとんどなかった。このため、農地中間管理事業の開始とともに、新たに農地業務を実施することになったものである。
- 一方、令和 5 年度から基金において農地貸借の手数料を徴収する予定であったが、農地の貸借手続きが農地中間管理事業に一本化されることになったこと、機構を介さない特定農作業受委託の増加が懸念されること、および「国からも支援がある中で、重ねて手数料を徴収する場合は、用途などを説明することが必要である」という考え方が国から示されたことから、手数料徴収を中止したところである。

農業農村整備事業の推進



- 食料を安定供給し、農村の暮らしを守るため、農業生産基盤整備を推進し、中山間地域等を守ることにより、農業・農村を健全な形で次世代へ継承する。

【提案・要望先】財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

- 農業農村整備事業関係予算の令和6年度当初予算枠の拡大および「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の継続かつ十分な予算の確保
- 地域の共同活動維持に不可欠な、中山間地域等直接支払および多面的機能支払交付金の十分な予算の確保
- 電力料金高騰の影響が特に大きい、本県の土地改良区に対する継続的な支援

(2) 国営事業の着実な推進

- 国営土地改良事業「近江東部地区」「東近江地区」の着実な推進

2. 提案・要望の理由

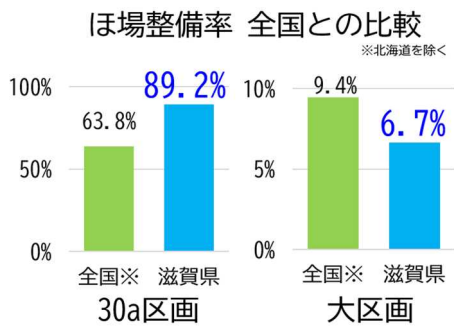
- 農業者の減少や高齢化が進む中、スマート農業の実装化を後押しするほ場の大区画化や汎用化により担い手への農地集積・集約化をより進める必要がある。一方、ため池や干拓施設の豪雨・耐震化対策や、農業水利施設の長寿命化等、災害の未然防止を図るため、当初予算枠の拡大と、防災・減災、国土強靱化対策の継続かつ十分な予算確保が必要。
- 農村、特に中山間地域において、健全な農業生産を維持するため、本県で効果的に実施されている共同活動を下支えする、中山間地域等直接支払および多面的機能支払交付金の十分な予算の確保が必要。
- 4割を超える農地が琵琶湖等からの電力を利用した揚水に依存している本県では、電力料金の高止まりが土地改良区の運営に与える影響が特に大きく、継続的な支援が必要。
- 永源寺ダムの堆砂量の急増による機能低下は喫緊の課題であり、国営総合農地防災事業「近江東部地区」の全体実施設計の着実な推進による早期の事業着手が必要。
ほ場の大区画化等を契機に、高収益作物の導入やスマート農業の実装化を目指す、国営農地再編整備事業「東近江地区」は、本県農業の次世代モデルとなるものであり、全体実施設計に移行し、早期の事業着手を目指す必要がある。

(本県の取組状況と課題)

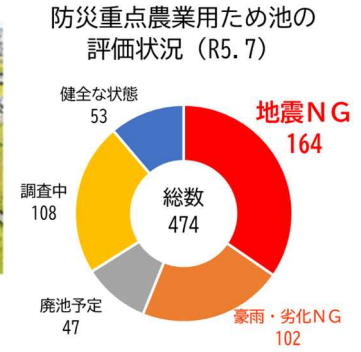
(1) 農業農村整備事業の関係予算の拡大

農業農村の強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

- 農地整備を契機に、担い手への農地集積・集約化を加速。農地集積率は全国高位の 65%。
 → ほ場整備率は **89%**だが、大区画率は **7%**に留まっており、スマート農業の実装化に向けさらなる推進が必要。
- 防災重点農業用ため池のうち **35%**の **164か所**で耐震対策が必要な状況であり、ため池特措法の期間内での対応は厳しい状況。

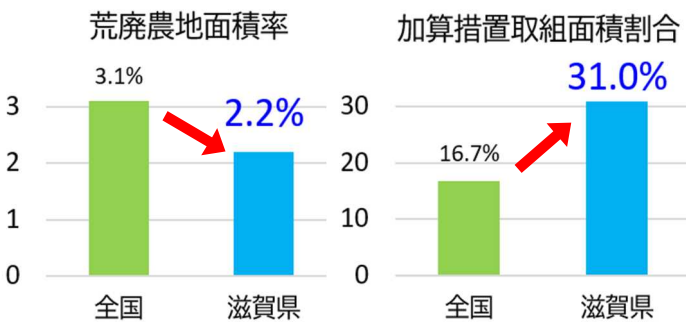


ほ場の大区画にあわせ自動給水栓を設置 (田んぼダムも実施)



農村地域における農業生産活動の維持

- 中山間地域等直接支払は、県内の中山間地域の **7割**で活用されており、荒廃農地の抑制に効果を発揮。棚田保全や広域化等、前向きな活動(加算措置)にも積極的に取り組んでいる。
- 多面的機能支払交付金の面積カバー率も **7割**と全国高位。

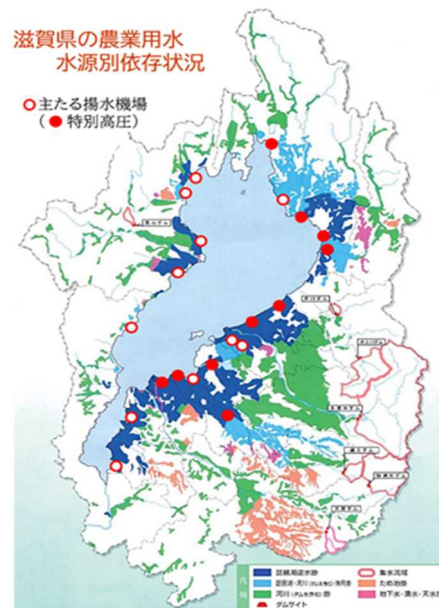


アンケート※で **8割超**の人が制度に取り組まなければ耕作放棄が拡大すると回答 (※H29)

末端用水路の補修
 排水路の泥上げ
 棚田ボランティアへの作業指

電力料金の高止まりが改良区運営を圧迫

- 本県は河川水量が乏しく **4割超**の農地が琵琶湖を水源としている。→ 送水の効率化、運転操作の工夫、再エネの活用等で省エネ化・省コスト化を進めているが、主要な揚水機場だけでも年間の電力料金は **5億円**、令和4年度は **7億円**となっており、ベースアップに対する継続的な支援が必要。





持続可能な地方税財政基盤の確立

- 必要な行政サービスを提供し続けるために、必要な財政需要には適切に対応しつつ、持続可能な地方税財政基盤を確立し、次世代へ引き継ぐ。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】 総務省

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 地方交付税の法定率引上げ等による地方交付税総額の確保・充実および臨時財政対策債の廃止
- 過疎対策事業債の必要額の確保

(2) 税収安定性の確保と税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 外形対象法人のあり方の見直し
- デジタル課税に係る新たな地方法人課税制度の検討

2. 提案・要望の理由

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 社会保障関係費の増嵩が見込まれるなど地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げや臨時財政対策債の廃止を含めた抜本的改革等、地方交付税総額の確保・充実が必要
- 特に、子ども施策の強化、DXやCO₂ネットゼロの推進、国土強靱化対策等の拡大する行政需要に加えて、生活困窮者や中小企業者等に依然として影響を及ぼしている物価高騰や、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る給与関係経費の増等に対応するため、地方に対する適切な財政措置が必要
- 過疎対策事業債については地方債計画において必要額を確保し、過疎団体である市町が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき事業を確実に実施することが必要。

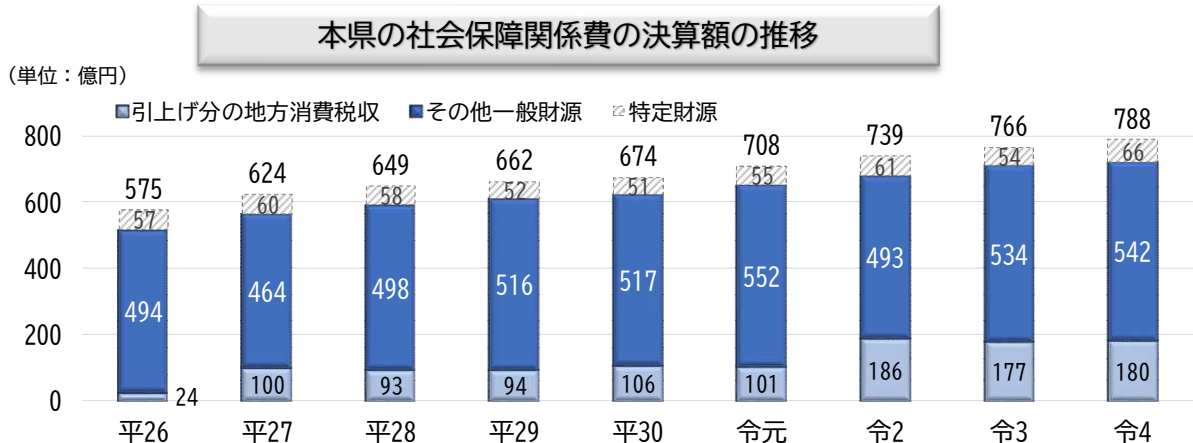
(2) 税収安定性の確保と税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 税収安定化と税負担の公正性確保等のため法人の事業規模に応じて課税する外形標準課税が適切に機能するよう、実質的な大規模法人を念頭に制度見直しが必要
- デジタル課税に係る新たな国際ルールの制定が急務であるが、日本帰属の法人の利益が増加する場合は、国税のみならず、地方税にも適切に反映させることが必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 地方交付税総額等の確保・充実

- 本県は、「滋賀県行政経営方針2023-2026」を定め、歳入・歳出両面から収支改善に取り組んでいるが、社会保障関係費が年々増加し、今後も増嵩が見込まれる上、子ども施策の強化、DXやCO₂ネットゼロの推進、老朽化対策や国土強靱化対策など、拡大する行政需要にも適切に対応するため、地方税財源の確保・充実が不可欠である。



- また、本県の過疎団体は、令和4年4月に2団体追加されたが、全国的にも過疎団体が増加している中、過疎対策事業債については所要額が地方債計画額を上回っていることから、要望額どおりの起債ができない状況である。

(2) 税収安定性の確保と税収帰属の適正化に向けた地方税制改革

- 資本金の意図的な減資等により課税対象法人数が年々減少しており、外形標準課税制度の趣旨である税負担の公平性や地方税収の安定性等を損なう状況にあることから、実務面の影響にも配慮した上で、早急な制度見直しを図る必要がある。

要望内容:意図的な減資等により課税対象から外れた法人に対し、外形標準課税の基準である「資本金」を「資本金+資本剰余金」に改める等の制度見直しを早急に図りたいこと

- OECDを主体に、既存の国際課税原則で捕捉が困難な巨大IT企業に対する国際的な課税のルール制定(デジタル課税)が進められているが、地方税の偏在実態を踏まえた適切な地方税制度(法人課税)の検討が必要である。

要望内容:デジタル課税においては、地方間で税財源が偏在する実態を踏まえつつ、税収が地方に適切に配分されるよう法人課税制度を検討されたいこと

担当：(1) 総務部財政課財政企画係／市町振興課財政係 TEL 077-528-3182／3237
(2) 総務部税政課企画管理係 TEL 077-528-3211